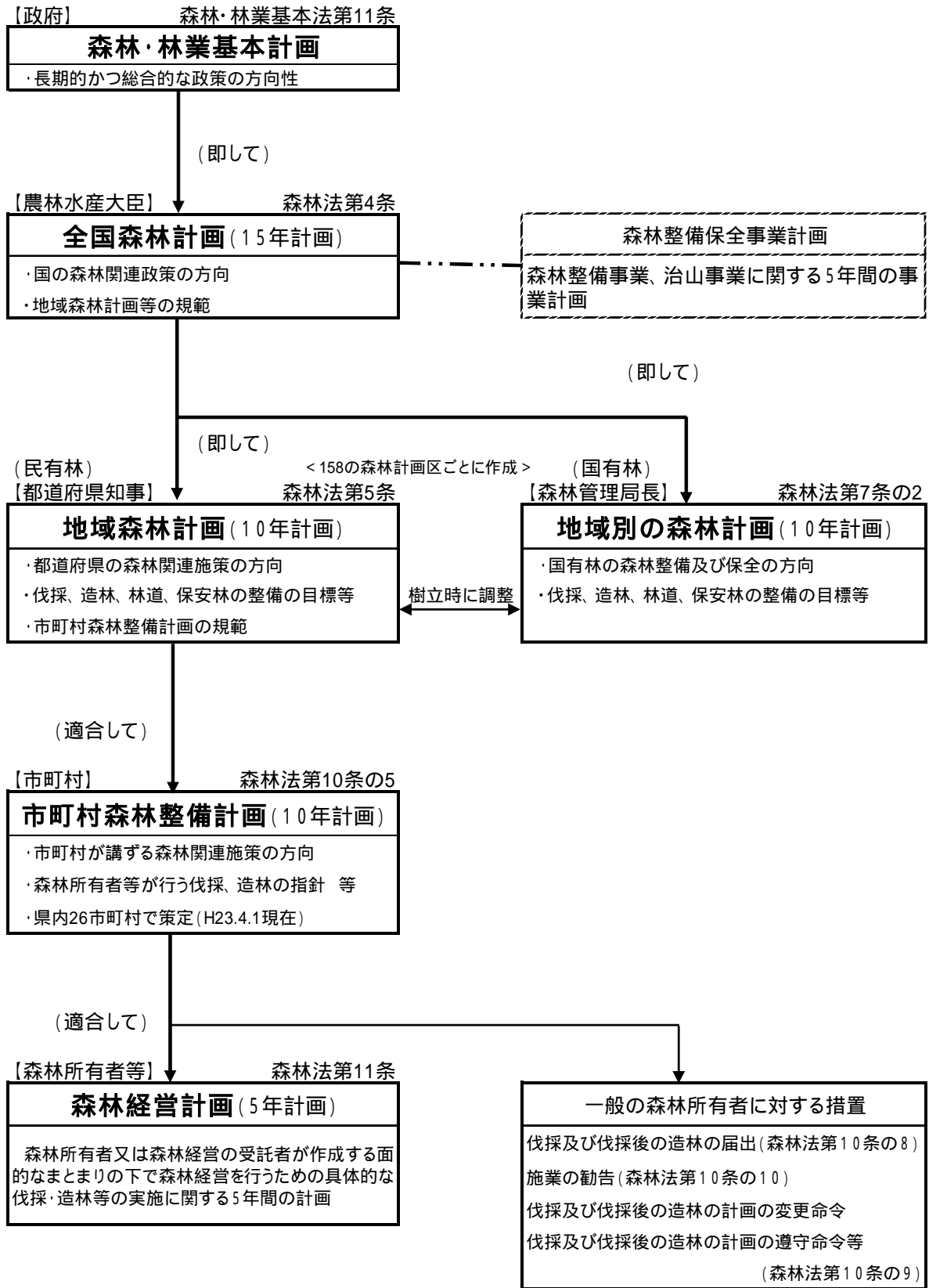


地域森林計画書（案）
（山梨東部森林計画区）

自 平成31年 4月 1日
計画期間
至 平成41年 3月31日

山 梨 県

森林計画制度の体系図



森林経営計画については、税制、金融、補助の特例が措置されている。

山梨県森林計画区位置図



目 次

計画の大綱

第1 森林計画区の概況

- 1 位置及び面積 2
- 2 自然的背景 2
- 3 社会的経済的背景 5
- 4 計画区内森林の現況 6

第2 前計画の実行結果の概要及びその評価

- 前計画の実行結果の概要及びその評価 12

第3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

- 1 計画区の課題 14
- 2 計画の基本的事項 16

計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

- 1 地域森林計画の対象とする市町村別の森林面積 18

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

- 1 森林の整備及び保全の目標、基本方針に関する基本的な事項 19
 - (1) 森林の整備及び保全の目標 19
 - (2) 森林の整備及び保全の基本指針 20
 - (3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等 21
- 2 その他必要な事項 22

第3 森林の整備に関する事項

- 1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。) 23
 - (1) 立木の伐採(主伐)の標準的な方法 23
 - (2) 立木の標準伐期齢に関する指針 24
 - (3) その他必要な事項 25
- 2 造林に関する事項 29
 - (1) 人工造林に関する指針 29

(2) 天然更新に関する指針	30
(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	31
3 間伐及び保育に関する基本的事項	32
(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針	32
(2) 保育の標準的な方法に関する指針	33
(3) その他必要な事項	33
4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	34
(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	34
(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	36
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	38
(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	38
(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方	38
(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域(路網整備等推進区域)の基本的な考え方	38
(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方	39
(5) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法	39
(6) その他必要な事項	39
6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項	40
(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針	40
(2) 森林経営管理制度の活用促進に関する方針	40
(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	40
(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	41
(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	43
(6) その他必要な事項	44
第4 森林の保全に関する事項	
1 森林の土地の保全に関する事項	45
(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	45
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法	45
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	45
(4) その他必要な事項	45
2 保安施設に関する事項	47

(1) 保安林の整備に関する方針	47
(2) 保安施設地区の指定に関する方針	47
(3) 治山事業の実施に関する方針	47
(4) 特定保安林の整備に関する事項	47
(5) その他必要な事項	48
3 鳥獣害の防止に関する事項	49
(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針	49
(2) その他必要な事項	49
4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	50
(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	50
(2) 鳥獣害対策の方針(3に掲げる事項を除く。)	50
(3) 林野火災の予防の方針	50
第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	
1 保健機能森林の区域の基準	51
2 その他保健機能森林の整備に関する事項	51
(1) 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針	51
(2) 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針	51
(3) その他必要な事項	52
第6 計画量等	
1 間伐立木材積その他の伐採立木材積	53
2 間伐面積	53
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	53
4 林道の開設及び拡張に関する計画	53
5 保安林整備及び治山事業に関する計画	60
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	60
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	61
(3) 実施すべき治山事業の数量	62
6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業方法及び時期	63
第7 その他必要な事項	
1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	64

計画の大綱

(計画の目的)

本計画は、平成30年10月16日閣議決定された全国森林計画の実効を確保するため、同計画に即して、地域的な特性に応じた伐採、造林、林道、保安林等の整備の目標を定めるとともに、各市町村で策定する市町村森林整備計画の規範を示すことを目的に策定するものである。

計画の期間は、平成31年4月1日から平成41年3月31日までの10年間とする。

計画区の衛星写真



©日本スペースイメージング(株)

第1 森林計画区の概況

1 位置及び面積

山梨東部森林計画区(以下「計画区」という。)は、山梨県東部に位置し、東部は東京都及び神奈川県、南部は静岡県、北部は埼玉県に接している。行政区域は、富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、南都留郡(道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町)、北都留郡(小菅村、丹波山村)の4市2町6村にまたがり総面積130,925haの区域となっており、県土面積の29%を占めている。

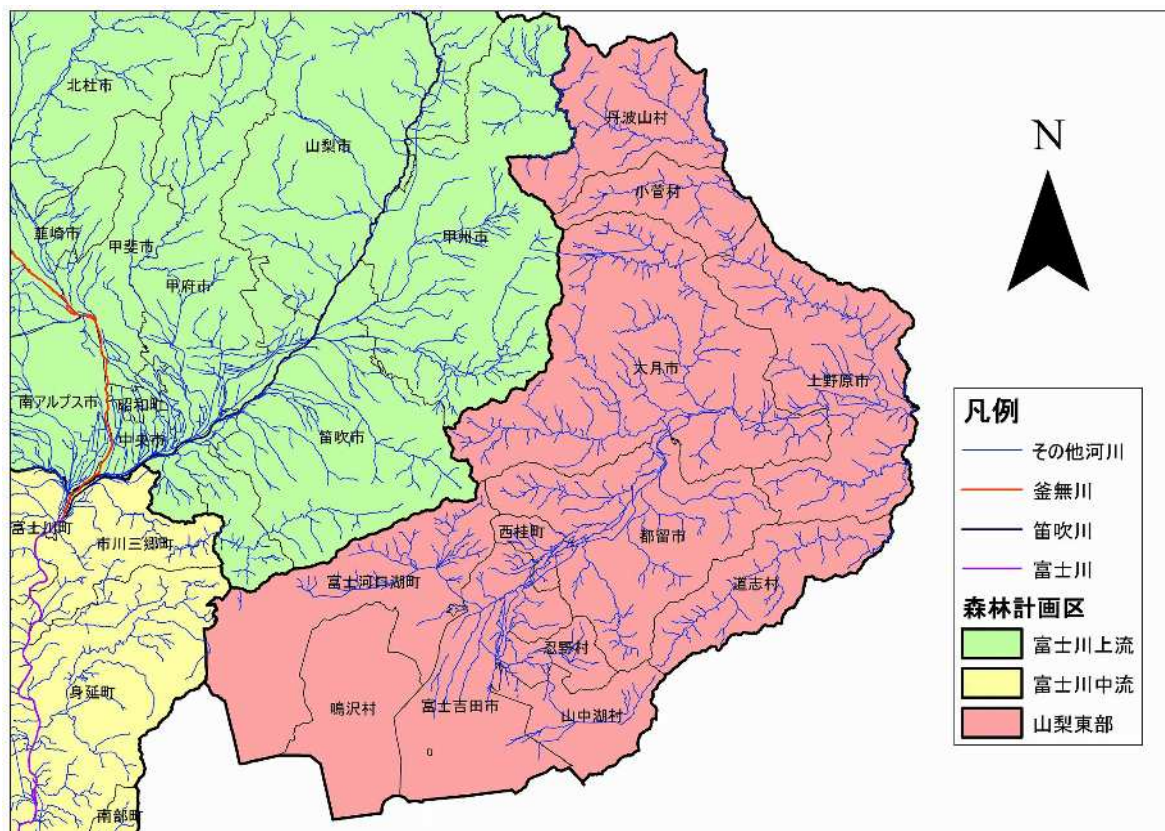


図1-1-1 計画区位置図

2 自然的背景

(1) 地形

計画区の最高峰は、計画区南端にある独立峰「富士山」である。富士山から東に静岡県境の三国峠、神奈川県境の大室山を経て、標高の最も低い計画区東端の上野原市に至り、北に向かって東京都境となる三頭山から奥多摩湖をこえ雲取山にでる。さらに、西に行き埼玉県境の将監峠から富士川上流計画区と境とする大菩薩嶺を経て稜線を南に下り、笹

子峠から御坂山系を経て竜ヶ岳に至り、静岡県との県境を富士山に帰る南高東低の地形である。

(2) 河川

計画区を流れる水系は、「桂川(相模川)水系」と「多摩川水系」があり、それぞれ相模湾、東京湾に注いでいる。



図 1-1-2 水系図

(3) 地質

地質は大きく分けて相模川流域と多摩川流域の二つに大別される。

相模川流域は、北部が関東山地に分布する中生代の小仏層、南部が新生代、新第三紀層に属する御坂層であり、富士山は火山層である。

多摩川流域は、北西から南東に走る断層により二分され、北側は中生代のジュラ紀に属し、南側は相模川流域の北部と同一形態をなす小仏層である。

(4) 土壌

土壌は、富士北麓地域は溶岩の上に堆積した火山岩屑及び火山灰からなり、御坂山系を構成する御坂層は浅い地層で各所に基岩の露出が見られる砂質壤土が多い。その他の地域は全般にほぼ1/3以下の砂を含む壤土又は石礫土からなっている。

(5) 気候

計画区の気候については、大きく2地域に分かれる。

甲府市に比べ、降水量が多く、年平均気温も低い地域である。

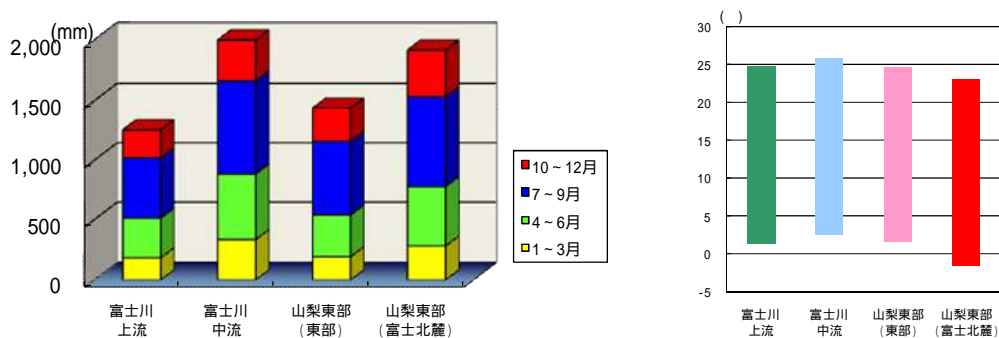


図1-1-3 降水量及び気温分布表

表1-1-1 気候

	甲府	東部	富士北麓
降水量 (mm/年)	1,135	1,454	2,019
気温 (°C)	14.7	13.1	10.2
降雪 (cm)	29	-	82

東部地域 : 大月市、都留市、上野原市、西桂町、道志村、小菅村、丹波山村

富士北麓地域 : 富士吉田市、富士河口湖町、忍野村、山中湖村、鳴沢村

3 社会的経済的背景

(1) 人口

計画区内の人口は、県全体の22%にあたる181,029人で、人口密度は、県全体の187人/km²に比べ、計画区内は138人/km²(区内平均)と低い状況である。

表1-2-1 人口 (単位:人)

区分	平成27年度	平成22年度	増減
計画区	181,029	189,796	-8,767
県全体	834,930	863,075	-28,145
率	22%	22%	

平成27年度国勢調査

(2) 産業別就業者数

計画区内の就業者のうち、第1次産業の就業者数は1.9%で、県全体の7.2%に比べ低い状況であるが、第1次産業就業者数のうち林業については、0.5%と県全体に比べ高い状況である。

表1-2-2 産業別就業者数 (単位:人)

区分	第1次産業		第2次産業	第3次産業	分類不能	計
		うち林業				
計画区	1,703	426	31,019	55,731	1,028	89,481
	1.9%	0.5%	34.7%	62.3%	1.1%	100.0%
県全体	29,367	960	113,674	257,263	8,510	408,814
	7.2%	0.2%	27.8%	62.9%	2.1%	100.0%

平成27年度国勢調査

(3) 交通

計画区内では、JR中央線及中央自動車道が、計画区中央を東西に走っており、甲府方面及び東京方面を結んでいる。

富士北麓地域は、富士急行線及び中央自動車道富士吉田線により、大月市を分岐点にJR中央線及び中央自動車道と連絡している。

また、中央自動車道富士吉田線は、東富士五湖道路により東名高速道路と連絡している。

4 計画区内森林の現況

計画区の森林は、県土の保全、水資源の確保、洪水の防止など県民が生活する上で重要な役割を担っている。

また、相模川、多摩川流域の源流部に位置することから東京都民や神奈川県民の水源としても重要となっている。

一方、平成25年6月に世界文化遺産に登録された富士山を含む富士箱根伊豆国立公園や、秩父多摩甲斐国立公園に指定されている区域が存在し、本県のみならず我が国を代表する自然景観に恵まれた地域で、観光、保健・文化・教育面等からも重要な存在となっている。

このように、計画区の森林は県民のみならず近隣都県民の生活と密接な関係を有しており、世界からも注目される地域である。

(1) 森林の所有構造

森林の所有形態の内訳は、次のとおりである。

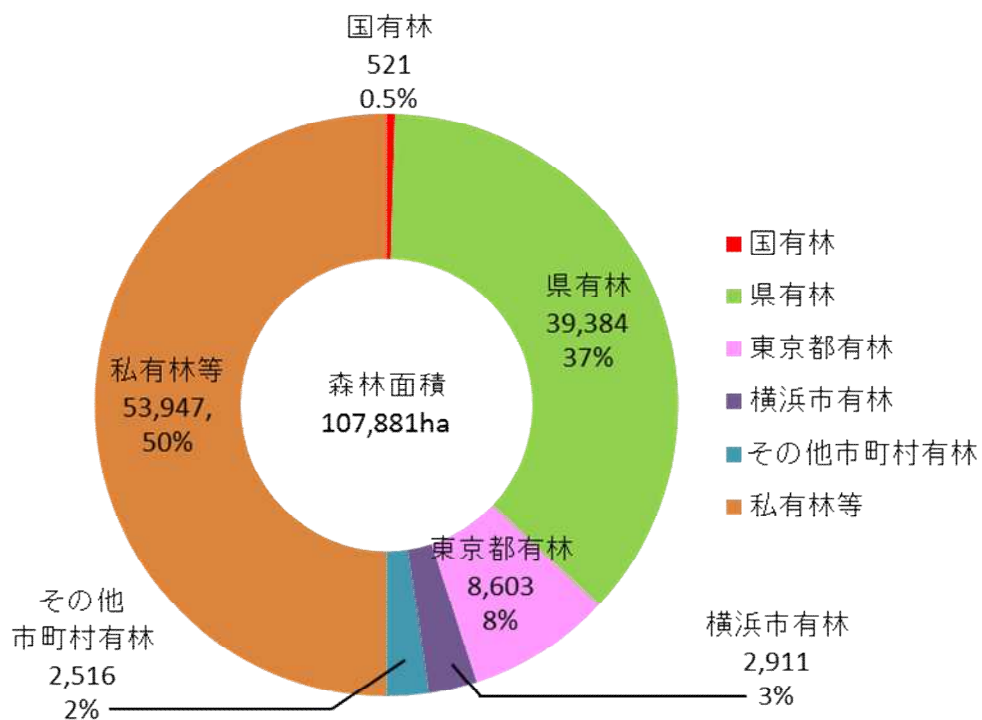


図1-3-1 森林所有形態 (単位 面積:ha)

私有林の所有形態では、1ha未満の所有が71%を占め、小規模、零細な構造となっている。

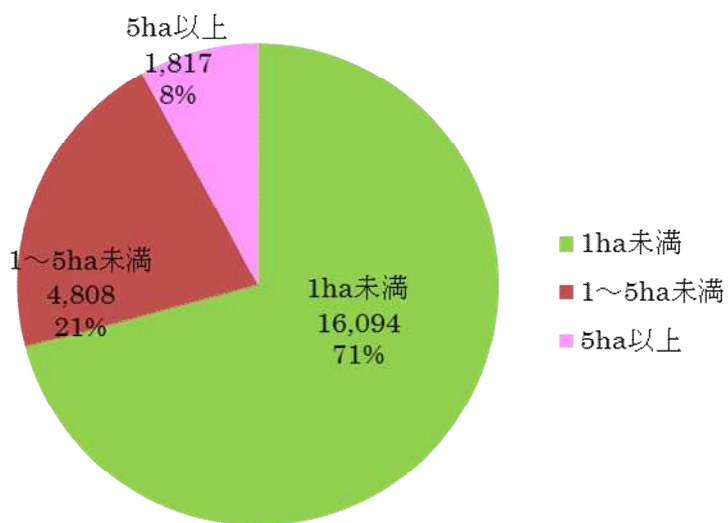


図1-3-2 森林所有規模別 (単位 所有者数:人)

(2) 森林資源の状況

森林資源の状況については、次のとおりである。

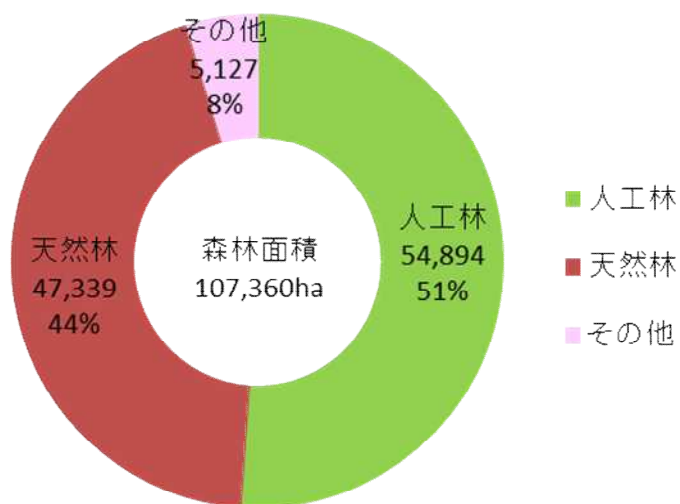


図1-3-3 森林資源(単位 面積:ha)
国有林を除く

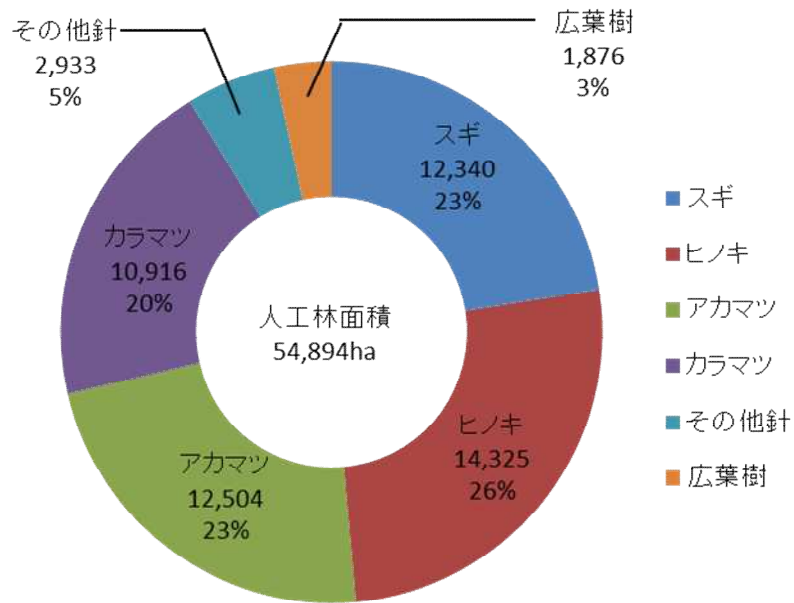
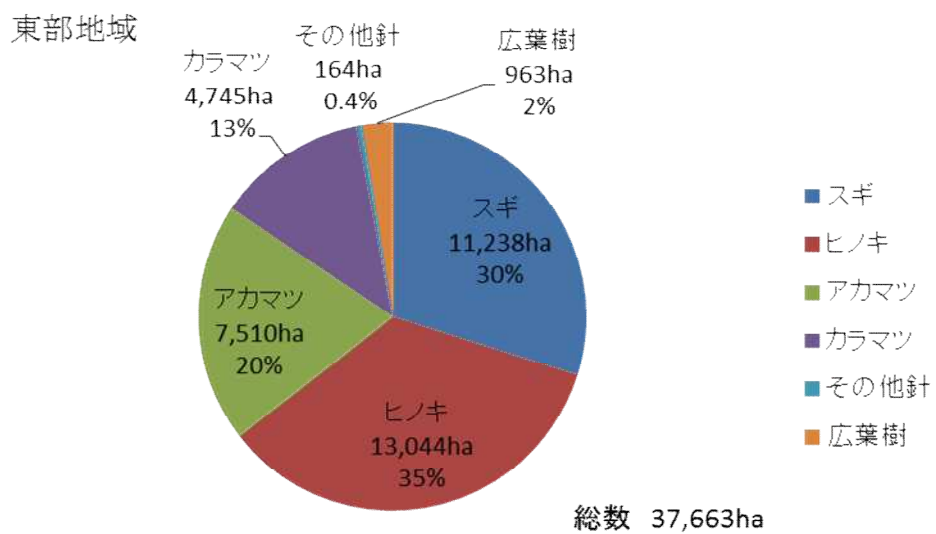


図1-3-4人工林樹種別構成表(単位 面積:ha)
国有林を除く

人工林率は、51%とほぼ半分が人工林となっており、このうちスギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツが全樹種の9割を占めている。

地域別に見てみると、東部地域においては、スギ、ヒノキの構成比が高く、富士北麓地域では、アカマツ、カラマツの構成比が高くなっている。



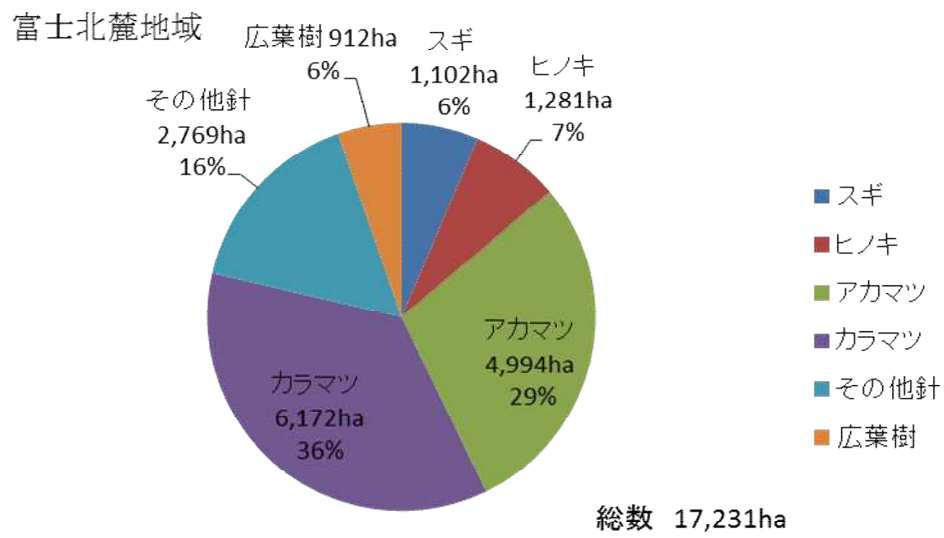


図 1 - 3 - 5 管内地域別人工林樹種別構成表(単位 面積:ha)
 国有林を除く

人工林の齢級別構成では、利用が見込まれる10齢級以上が面積で77%、蓄積で85%を占めており、齢級構成が遍在している。

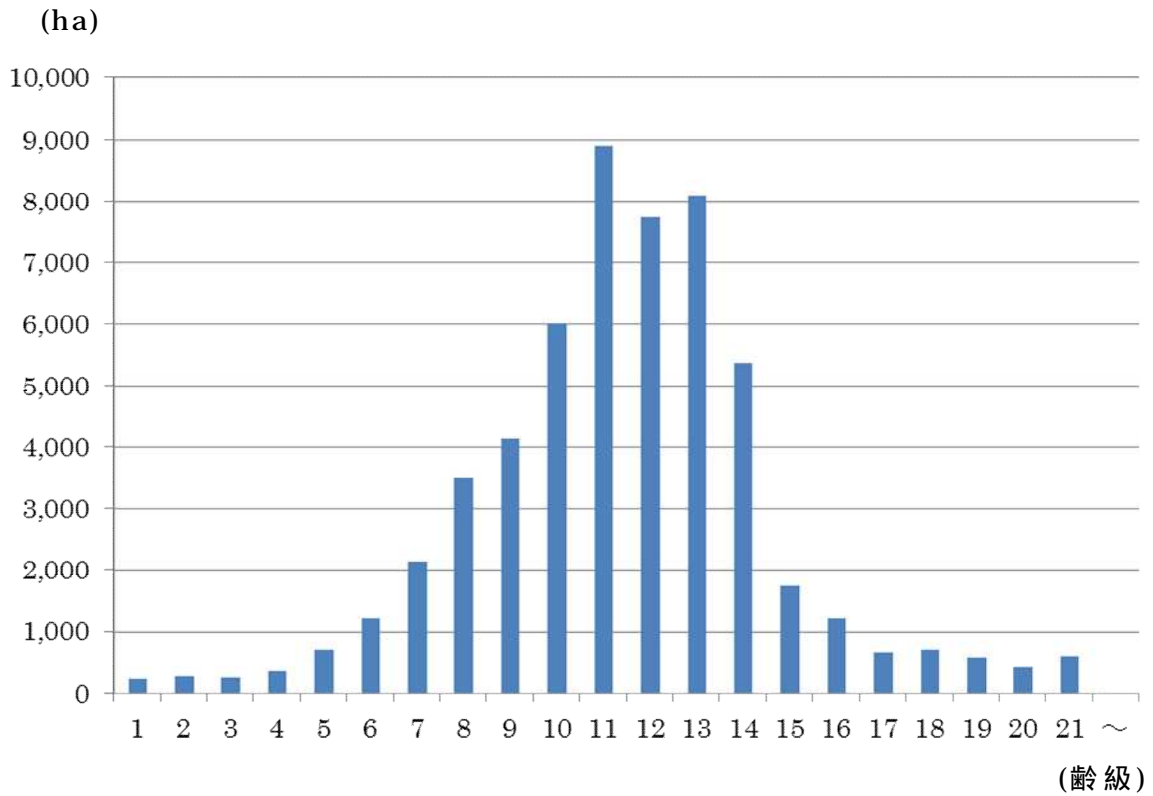


図1-3-5 齢級別人工林面積 (単位 面積:ha)
国有林を除く

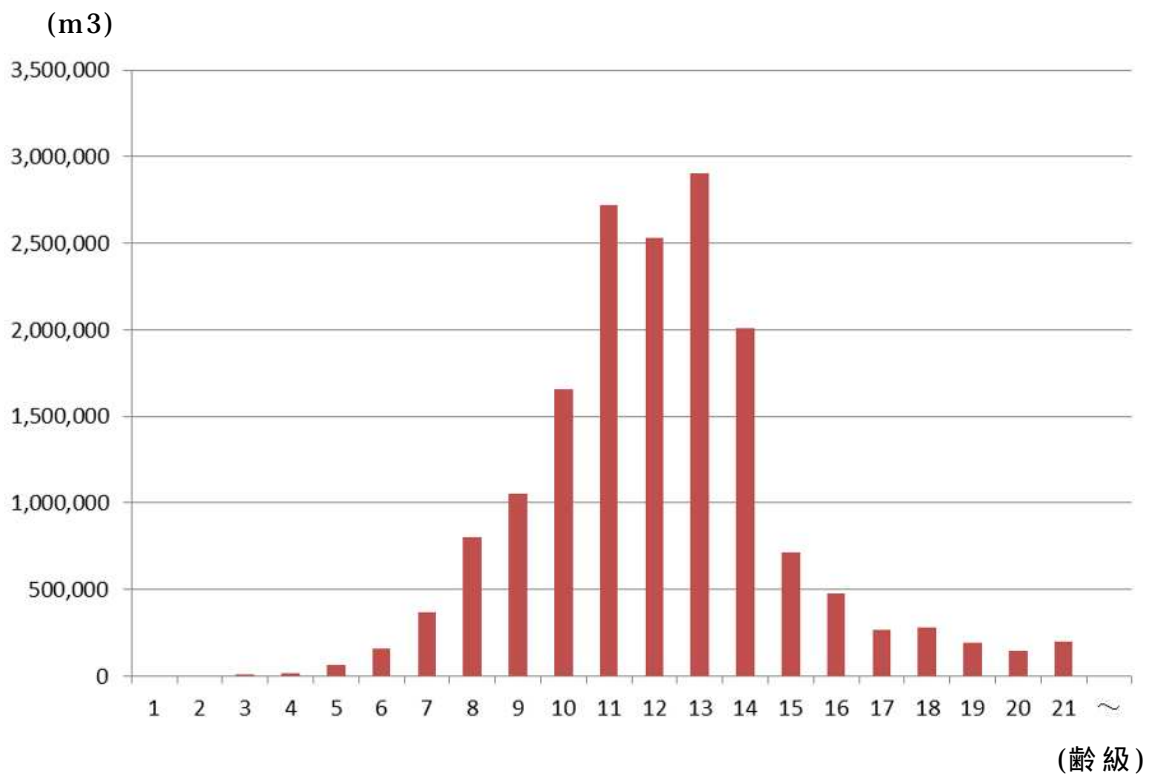


図1-3-6 齢級別人工林蓄積 (単位 蓄積:m³)

国有林を除く

(3) 保安林等の指定状況

計画区の森林の内、47,332haが保安林に指定されており、国有林を除く区域の44%が保安林となっている。

また、計画区には、40,015haの自然公園等が指定されているが、これは、計画区の国有林を除く森林の37%を占めており、自然環境の保全や国民の保健休養に重要な地域となっている。

第2 前計画の実行結果の概要及びその評価

前計画における前期5箇年分の実行結果の概要及び評価は以下のとおりである。

1 伐採立木材積

単位 材積:千m3

区分	総数			主伐									間伐		
	計画	実行	実行歩合	小計			針葉樹			広葉樹			計画	実行	実行歩合
				計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合			
計画区総数	624.2	388.6	62%	156.0	108.1	69%	117.9	101.8	86%	38.1	6.3	17%	468.2	280.4	60%

- ・主伐については、広葉樹の需要が少なかった一方、針葉樹では合板等の材料としてカラマツ、アカマツ、スギに一定の需要がみられたことから、計画量に対して86%の実行量となった。
- ・間伐については、手入れがされず細い木が過密化した荒廃森林において積極的に間伐を行った結果、材積としては計画の60%の実行量となった。

2 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積:ha

区分	総数			人工造林			天然更新		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
計画区総数	2,283	486	21%	710	293	41%	1,573	193	12%

- ・木材価格の低迷や獣害対策を含む再造林経費の負担等により、人工造林・天然更新ともに計画を下回った。

3 林道の開設及び拡張の数量

単位 延長: km 実行歩合: %

区分	開設			改築			改良			舗装			備考
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	
計画区画総数	31.8	13.4	42%	7.0	1.3	19%	16.9	6.5	38%	7.2	2.3	32%	

- ・公共事業予算の減少や人件費のコスト増等により、林道の開設は計画量に対して42%の実行量となっているが、簡易な規格による森林作業道の普及も大きく進んでいること等から、路網延長は着実に伸びている。

森林作業道延長 50km(平成25年度末) 81km(平成29年度末)

4 保安施設の整備

(1) 保安林の指定面積

単位 面積:ha

区分	水源のかん養のための保安林			災害の防備のための保安林			保健風致の保存等のための保安林		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
計画区総数	158	34	22%	189	143	76%			-

・保安林指定については、市町村や森林組合等の協力のもと森林所有者等の指定同意の取得に努めたが、同意取得が進まず計画量を下回った。

(2) 治山事業施行地区数

単位 地区数

区分	治山事業施行地区数		
	計画	実行	実行歩合
計画区総数	70	85	121%

・台風災害等により新たに緊急的に実施する箇所が生じたため、計画を上回る実行となった。

5 要整備森林の施業の区分別面積

該当なし。

第3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

本計画は、森林法に基づき、全国の広域流域別に森林の整備及び保全の目標ならびにその目標を実現するために必要な伐採立木材積、造林面積、林道開設量等を定めた全国森林計画に即し、平成27年12月に策定した「やまなし森林・林業振興ビジョン」の実現に向けた森林資源の利活用の指針として、森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るため、前計画の実行結果及び評価を踏まえつつ、計画区の現状や地域的な特性を考慮して目標及び計画量を定めたものである。

1 計画区の課題

(1) 多様な森林整備の促進

計画区の森林は、計画区内の住民の水源だけではなく東京都及び神奈川県の水源地として重要な役割を担っており、水源涵養機能の維持増進を図っていくことが必要である。また、富士北麓地域は、世界文化遺産に登録された富士山をはじめ、我が国を代表する国際的な観光地であり、景観に配慮した施業が必要な地域である。

こうした状況を踏まえ、木材生産機能はもとより水源の涵養、国土や自然環境の保全、温室効果ガスの吸収源対策、レクリエーションや教育の場としての利用等、森林の多面的な機能を発揮させるため、森林の機能区分にふさわしい多様な森林整備を実施する必要がある。

さらに、手入れ不足で公益的機能の低下が危惧される私有林においては、森林の恩恵を受けている下流都県と連携を図り、積極的に森林整備を進めていく必要がある。

(2) 森林の保全及び保護

計画区には、富士箱根伊豆国立公園や秩父多摩甲斐国立公園のほか、富士山世界文化遺産等、世界に誇る国際的な名勝地がある。特に、富士北麓地域は、森林空間を効果的に活用したレクリエーション施設等の整備が進んだ地域であり、今後とも世界遺産にふさわしい優れた森林景観の保全に努める必要がある。さらに、青木ヶ原樹海など学術的に貴重な森林も多く、多様な森林生態系の維持・保全を図る必要がある。

また、御坂層等の地質・地形的に脆弱な箇所が多いため、山地災害防止など林地の保全を図っていく必要がある。

計画区の松くい虫被害対策については、昭和55年以降、防除に努めてきたが、現在でも発生が確認されており適切な防除を継続する必要がある。

また、富士北麓地域などの標高の高い地域への拡大が確認されていることから、これらの未侵入区域への拡大防止にも努める必要がある。

(3) 人工林資源の循環利用の促進

計画区の人工林は5万5千haあり、戦後、地域住民が営々と造成し着実に成長してきたものである。この充実してきた森林資源を、有効に利用し資源の循環を図る必要がある。特に、計画区内にある、山梨東部木材流通拠点を中心に木材の利用を促進する。

また、今後は長伐期化により高齢級の人工林が一層増加していくことから、質的向上を図るために間伐を一層推進するとともに、間伐材の利用促進を図る必要がある。

(4) 林業の振興

現在、林業採算性の悪化や木材価格の低迷などから、森林所有者の施業意欲は減退しているが、県内の人工林資源は利用可能な時期を迎えつつあり、この資源を有効に活用していくことが求められている。

このため、採算性の向上を目指し、小規模林地の施業集約化や低コストで木材を生産できる意欲的な林業事業者の育成を行うとともに、県産材を安定的に供給できる体制の整備などの取組により、林業の振興を図っていく必要がある。

(5) 里山地域の保全

計画区内は山間に集落が点在していることから、農地と林地が重なり合う里山の地域が多く、こうした地域の森林は、美しい農山村の景観を作り出すとともに、農家や林家の生活、生産基盤の場となっている。

しかし、近年は、手入れがされず荒廃した森林や森林若しくは原野化した耕作放棄地が増大し、鳥獣による農林業被害の増加をもたらしていることや景観の悪化を招いていることなどから、里山林の保全・整備を図る必要がある。

(6) 県民参加の森林づくり

森林の有する多面的機能を持続的に発揮させていくためには、林業関係者のみならず、森林の整備・保全を社会全体で支えるという意識を

醸成していくことが重要であり、地域住民、NPO法人、企業等のボランティア団体、都市住民等が連携した森林整備や木材利用などの取組をとおして「県民参加の森づくり」を推進することが必要である。

特に、当計画区では、相模川や多摩川流域の上下流の交流が行われており、これをより一層、充実させていくことが必要である。

また、近年は、企業と森林所有者などが協定を結び、企業の森づくり活動が行われており、このような活動を推進することが必要である。

2 計画の基本的事項

(1) 森林整備の方針

森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、水源涵養機能、山地災害防止・土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能、木材等生産機能に森林を区分し、それぞれの区分ごとに望ましい森林の姿を示しながら、目的に応じた森林づくりを進めるものである。

なお、森林は、生物多様性の保全への寄与、地球温暖化防止のための二酸化炭素吸収源としての重要な役割等、高度に発揮すべき機能を併せ持っていることから、上記の望ましい森林の姿を目標に据え、自然的条件や地域のニーズ等を総合的に勘案した適切な森林の整備及び保全を図ることとする。

(2) 森林の保全及び保護の方針

地域住民の生命と財産を守るため、山地災害防止機能や生活環境保全機能をはじめとする森林の有する公益的機能を発揮させ、災害に強い県土をつくるという観点から、計画的に保安林を指定し、荒廃地の復旧と災害の未然防止を図る。

また、緊急に整備を要する機能低位な保安林については、今後、その解消を図るため、特定保安林に指定するとともに、保安林の機能が適切に発揮されるよう森林整備事業、治山事業等あらゆる施策手段を効果的に組み合わせた対策を実施していくものとする。

さらに、森林の健全性を維持するため、松くい虫など病虫獣害に対する抵抗性の向上や日常の管理を通して山火事の未然防止に努める。

(3) 林業・木材産業の振興の方針

利用期を迎えた県産材の利用拡大を通じて林業の振興を図るため、森林所有者や林業事業者等の林業関係者による県産材の安定供給

の確立に向け、取組を強化するとともに、森林経営計画の策定による施業の集約化や森林組合等林業事業体の体質強化及び林業就業者の養成・確保、意欲と能力のある林業経営者への森林の経営管理の委託、効率的な作業システムの普及など、関係者が一体となった取組を促進する。

また、森林の多面的機能を発揮する上で重要な役割を果たしてきた山村地域の活性化を図るため、特用林産物の需要拡大や森林資源を利用した製品の開発・普及など体制の強化を図る。

(4) 森林の保健文化機能の維持増進に関する方針

森林の保健・文化・教育的利用への県民のニーズは、野外活動や環境教育の場、健康づくりや生きがいの場、自然とのふれあいの場など多様化している。このため、NPO法人、ボランティア団体や都市住民とも連携し、森林の保健文化機能の維持増進やその利用に対する支援を行っていくものとする。

さらに、計画区には、農地と森林が重なりあい人々の生活と結びついた、いわゆる里山地域が数多くあることから、地域住民が中心となり継続的に保全・利用する仕組みを構築し、里山の再生を図りながら体験活動や健康づくりの場としての利用を推進する。

さらに学校林の整備・活用、緑の少年隊の活動等を通じて、次世代を担う子供たちのための森林環境教育の利用も推進するものとする。

(5) 市町村森林整備計画との連携

地域森林計画では、森林計画区を単位とした森林整備の目標、その達成のための森林施業及び条件整備の方向性を示し、市町村における森林整備の推進方向を定めている。

市町村森林整備計画は、本地域森林計画の方針や基準を参考としつつ、市町村内の森林を重視すべき森林機能に応じて区分したうえで、具体的な施業方法を定め、森林所有者が森林施業を実施し、森林経営計画を策定するうえでの手引きとなるよう計画を策定するものである。

なお、市町村森林整備計画の策定にあたっては、市町村ごとの課題・目標を明確にした上で地域の森林整備を推進していくものとする。

計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

森林法第2条に規定されている森林のうち、自然的、経済的、社会的諸条件及びその周辺の地域における土地利用の動向から見て、森林として利用することが相当と認められ、その有する機能の維持増進を図るため効率的な整備を図るべき民有林を計画対象として定めた。

1 地域森林計画の対象とする市町村別の森林面積

単位 面積:ha

区 分	面 積			備 考
	総数	県有林	民有林	
総 数	107,360	39,384	67,977	
富士・東部林務環境事務所	富士吉田市	8,502	5,447	3,055
	都留市	13,519	5,942	7,576
	大月市	24,079	11,193	12,885
	上野原市	13,798	1,298	12,499
	道志村	7,475	0	7,475
	西桂町	1,301	417	883
	忍野村	1,516	0	1,516
	山中湖村	3,109	1,350	1,759
	鳴沢村	7,743	6,724	1,018
	富士河口湖町	11,494	7,011	4,484
	小菅村	4,958	0	4,958
丹波山村	9,868	0	9,868	

県有林の植樹用貸地は民有林に含む。

- 注) 1 計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の県有林及び民有林とする。
- 2 森林計画図の縦覧場所は、森林環境部森林整備課、富士・東部林務環境事務所、計画区の当該市町村とする。
- 3 計画の対象とする森林のうち、保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く森林については、森林法第10条の2第1項に基づく開発行為の許可、同法第10条の8第1項に基づく伐採及び伐採後の造林の届出の対象となる。
- 4 計画の対象とする森林は、森林法第10条の7の2第1項に基づく森林の土地の所有者となった旨の届出の対象となる。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標、基本方針に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

森林の有する各機能の機能発揮の上から望ましい森林資源の姿は次のとおりである。

機能区分	機能発揮の上から望ましい森林資源の姿
水源涵養機能 <small>かん</small>	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
山地災害防止機能 / 土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健活動に適した施設が整備されている森林
文化機能	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息している森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息している溪畔林
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全にあたっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割や自然環境の変化も考慮しつつ、適切な森林施業の実施や森林の保全を図ることにより健全な森林資源の維持造成を推進することとする。

具体的には、森林の諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壤保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全、木材等生産の各機能を高度に発揮するため適切な森林施業の実施や、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適正な運用、山地災害の防止、森林病虫害や野生鳥獣害の被害対策などの森林の保護等に関する取り組みを推進する。

森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針については、次のとおりである。

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	<p>水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。</p> <p>また、立地条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を基本とする。</p>
山地災害防止機能／土壤保全機能	<p>災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。</p> <p>また、立地条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、渓岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設を設置することを基本とする。</p>
快適環境形成機能	<p>地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
保健・レクリエーション機能	<p>国民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や国民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。</p> <p>また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>

文化機能	美しい景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。 また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的な機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。 また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を図ることとする。
木材等生産機能	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種や径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することとする。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

木材生産機能の発揮が特に期待される育成単層林を整備するなど、森林資源の循環利用を図るとともに、公益的機能の一層の発揮を図るため、自然条件等を踏まえつつ育成複層林へ誘導する。

区 分		現 況	計 画 期 末
面 積 (ha)	育 成 単 層 林	53,042	45,829
	育 成 複 層 林	2,453	7,341
	天 然 生 林	45,891	45,574
森 林 蓄 積 (m ³ / ha)		237	251

注) 期待する機能の発揮に向けた森林として示される育成単層林、育成複層林及び天然性林については以下のとおり。

- 1 育成単層林は、森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為(1)により成立させ維持される森林。
- 2 育成複層林は、森林を構成する林木を択伐等により伐採し、複数の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。
- 3 天然生林は、主として天然力(3)を活用することにより成立させ維持される森林。なお、天然生林は、未立木地、竹林等を含んでいる。

2 その他必要な事項

(1) 公的関与による森林整備

林業の採算性の悪化を背景に、森林所有者の自助努力のみでは適切な森林整備が期待できない森林のうち、公益的機能の高度発揮が求められる森林については、県、市町村、森林農地整備センター等公的関与による森林整備を推進していく必要がある。

また、間伐又は保育が適切に実施されていない森林であって、これらを早急に実施する必要がある森林については、要間伐森林として森林所有者等に対して通知するなど、森林所有者や地域住民の理解を得て、公的関与により負担を軽減化し、森林整備を推進する。

(2) 民間活力の導入

一般市民やNPO等が行うボランティア活動や森林体験活動が活発化するとともに、企業の社会的責任活動の一環として森林づくりへの参画が見られる現状を踏まえ、これらの民間活力の導入による森林整備についても推進する。

(3) 林内路網の整備

低規格の作業路開設により、低コストで効率的な作業システムを普及・整備し、収穫間伐等の森林整備を推進する。

第3 森林の整備に関する事項

市町村森林整備計画の策定にあたっては、各地域の気候、地形、土壌等の自然条件、施業制限の有無、木材の需要動向、公益的機能の発揮など森林に対する社会的要請等を勘案することが重要である。

また、施業の実施に当たっては、山村における過疎化や高齢化の進行を踏まえ、林地生産力の高低や傾斜の緩急といった自然条件のほか、車道等や集落からの距離といった社会的条件を勘案しつつ効率的かつ効果的に行うとともに、森林の生物多様性の保全の観点から、施業の実施に当たっては、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木及び目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努める必要がある。さらに、野生鳥獣による森林被害の状況に応じた施業を行う必要もある。

このため、市町村森林整備計画の策定における指針等として、次のとおり定めた。

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

（1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木竹の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地が再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとする。

主伐にあたっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとする。

また、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとする。

立木の標準伐期齢については、地域を通じた立木の主伐の時期に関する指標として、主要樹種ごとに、平均成長量が最大となる年齢を基準として、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定めることとし、施業の体系等が著しく異なる地域がある場合には、当該地域ごとに定めることとする。

また、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮することとする。

なお、自然条件が劣悪なため、更新を確保するため伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐等により適確な更新に配慮したものとする。

さらに、林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持並びに溪流周辺及び尾根筋等の森林における生物多様性の保全等の必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。

ア 皆伐

皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。

皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図ることとする。

イ 択伐

択伐については、主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、伐採率は30%以下とし、伐採後の造林が植栽による場合には40%以下とする。なお、択伐にあたっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとする。

ウ 人工林の主伐の時期

人工林の生産目標ごとの主伐の時期は、次表を基礎として定める。

【基準】

樹種	生産目標	期待径級(cm)	主伐の時期(年)
スギ	普通材	24	40
	大径材	36	80
ヒノキ	普通材	22	45
	大径材	30	90
アカマツ	普通材	24	40
	大径材	34	80
カラマツ	普通材	22	40
	大径材	26	80

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

主要樹種ごとに下表に示す林齢を基礎として平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、伐採齢及び森林の構成を勘案して定める。

なお、立木の標準伐期齢は、計画区内の標準的な立木の伐採(主伐)の時期として森林施業の指標、制限林における伐採規制等に用いられるものであり、標準伐期齢に達した時点での伐採を義務づけるものではない。

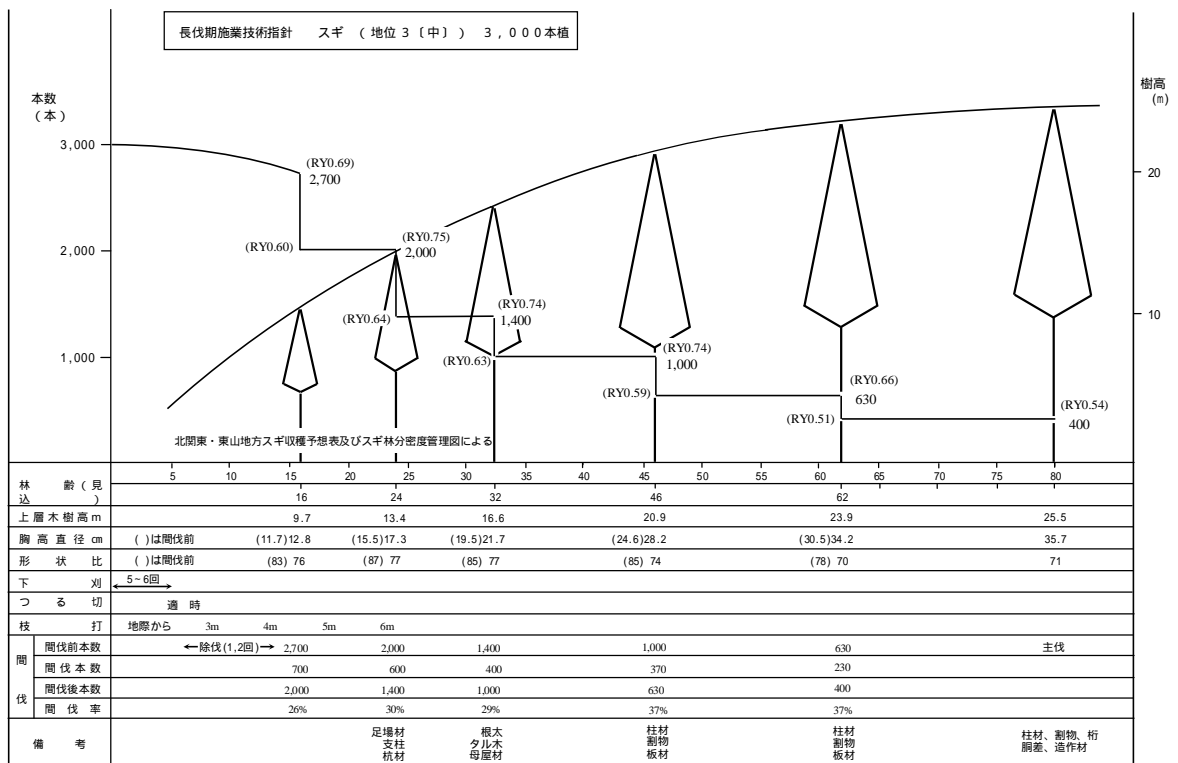
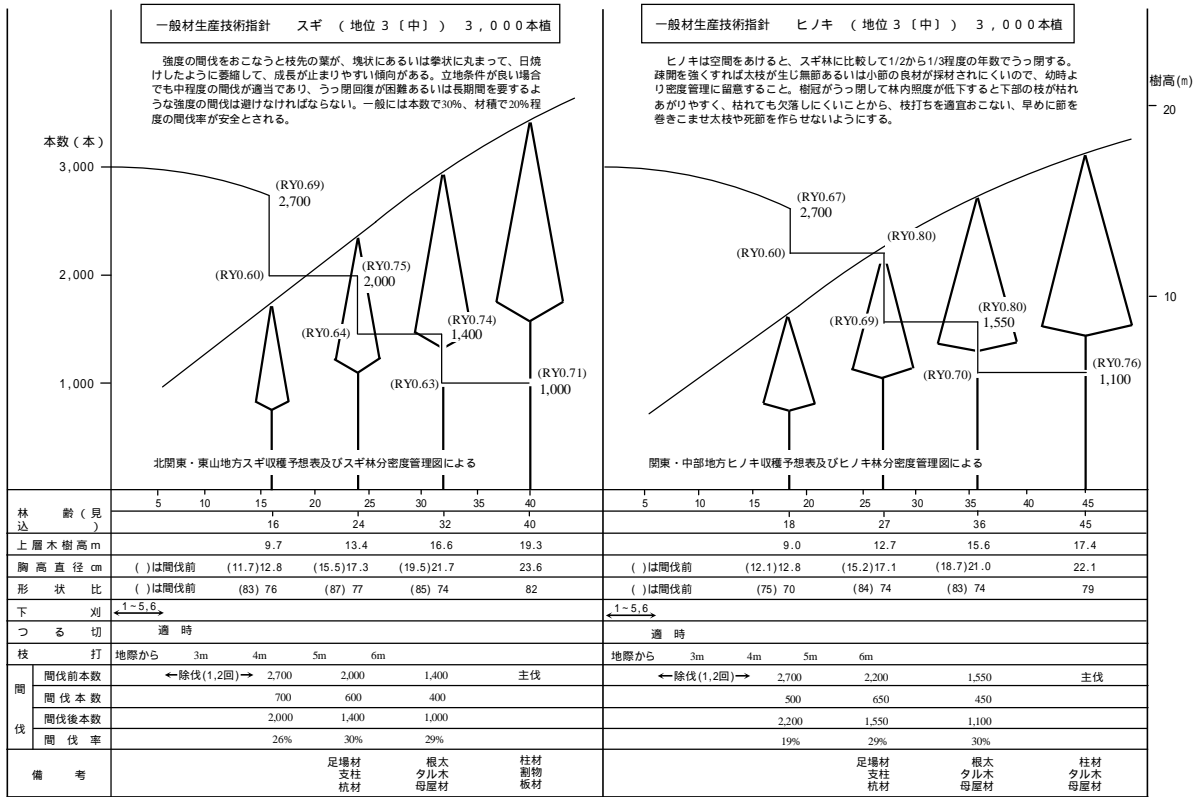
【基準】

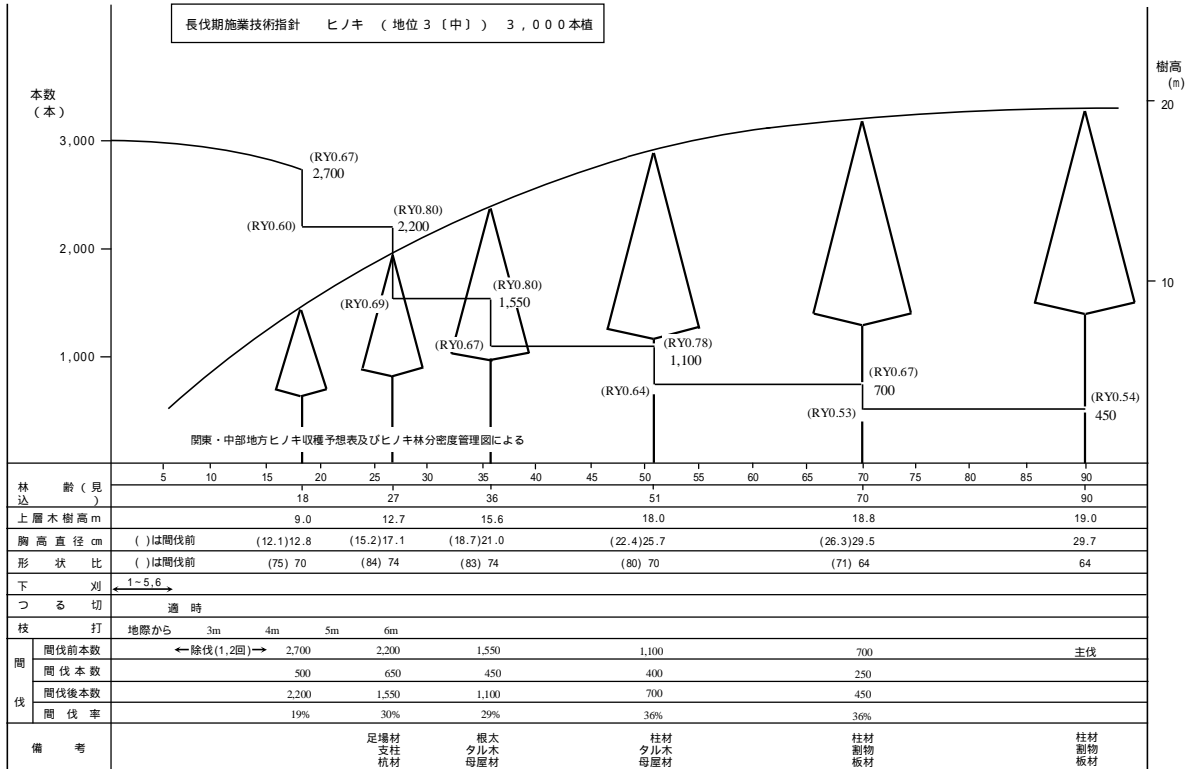
単位：年

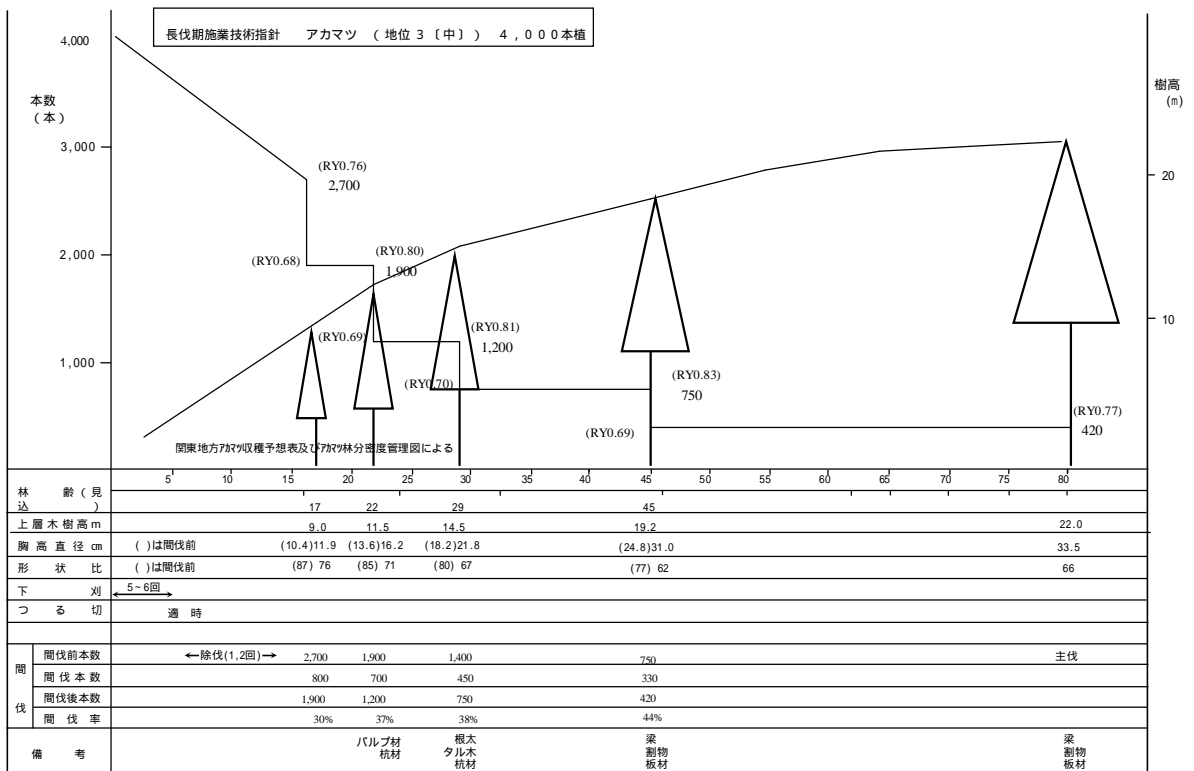
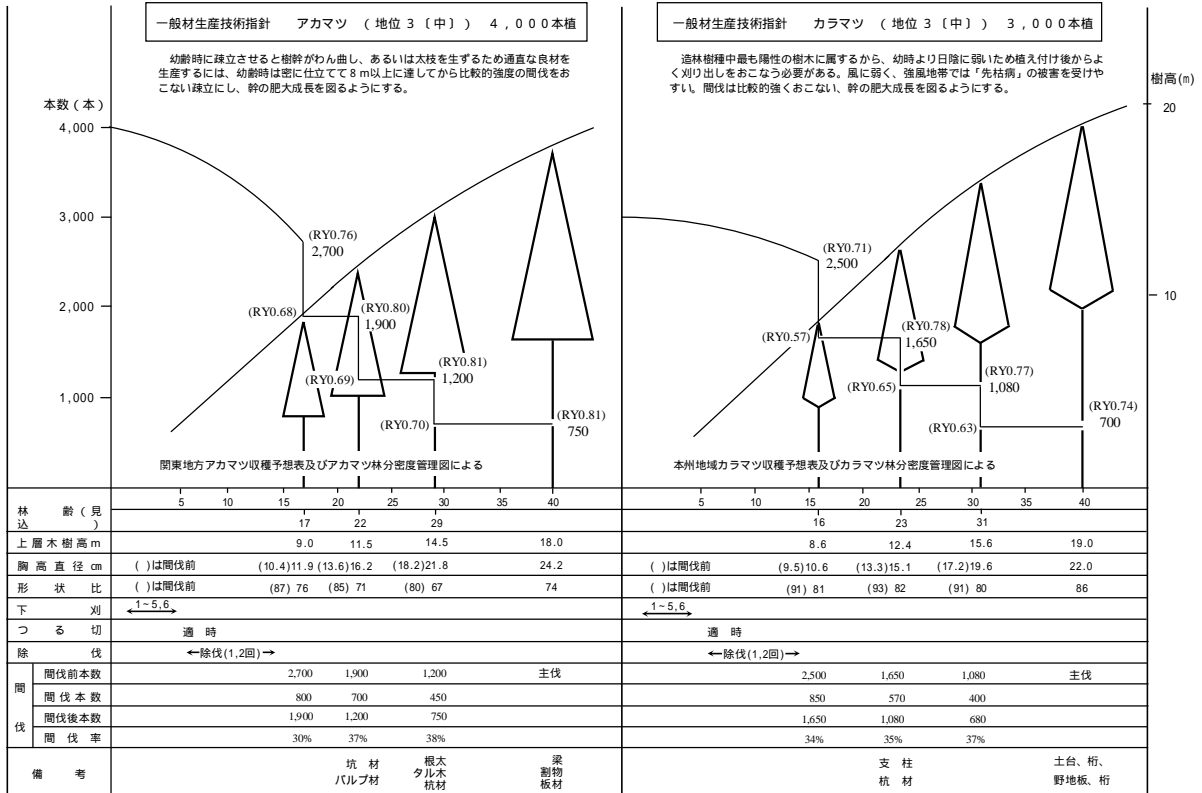
樹種	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	モミ・シラベ	その他針葉樹	クヌギ・ナラ類		その他広葉樹
							用材用	その他	
林齢	40	45	40	40	50	70	30	15	50

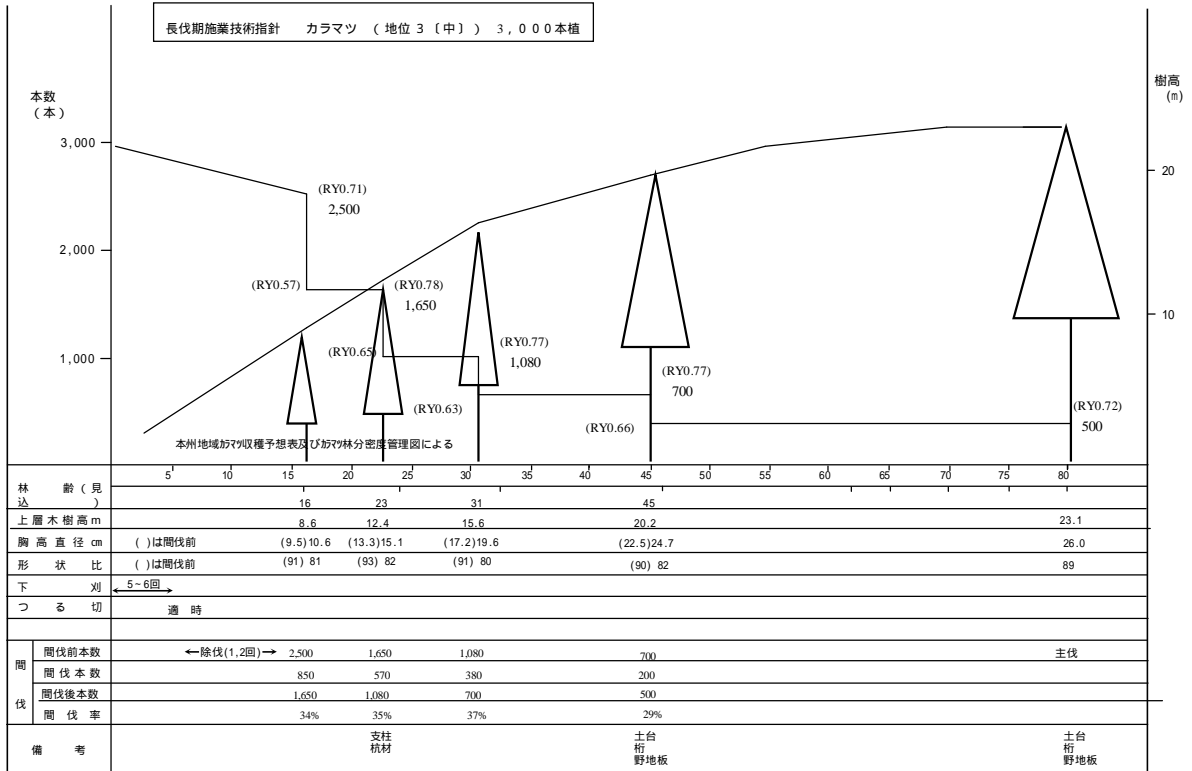
(3) その他必要な事項

・技術指針 (参考)









2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する指針

人工造林の対象樹種や標準的な方法、伐採跡地の人工造林をすべき期間については、市町村森林整備計画において人工造林を行う際の規範として定めるものとする。

また、人工造林は、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行う。

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

人工造林をすべき樹種の選定は適地適木を旨として、各地域の立地条件、既存造林地の生育状況及び獣害の有無を勘案して、針葉樹はスギ、ヒノキ、カラマツを主体に選定する。また、広葉樹は郷土樹種をはじめケヤキ、ミズナラ、カエデなどを利用目的別に、針葉樹と同様に諸条件を考慮し選定する。

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

人工林の植栽本数

主要樹種の植栽本数は下表の区分、本数を基礎として、既往の植栽本数及び施業体系を勘案し、目的とする森林経営によって定める。

【基準】 (単位:本/ha)

区分	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	シラベ モミ	広葉樹
中仕立て	3,000 ~ 4,000	3,000 ~ 4,000	4,000	2,000 ~ 3,000	3,000	3,000 ~ 6,000

人工造林の標準的な方法

a 地拵えの方法

伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないよう整理するとともに、気象害や林地の保全に配慮する必要がある場合には、筋刈り地拵えとするなど適切な方法を選択し実施する。

b 植付方法

気候、立地条件及び既往の植付方法を勘案して定めるとともに、樹種の生理的条件を考慮し、適期に植付ける。また、周辺の林地の状況から獣害のおそれがある場合は、防護柵、ネット等の被害対策も同時に行う。

なお、効率的な施業実施の観点から、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫

作業システムの導入を検討するとともに、苗木の選定については、少花粉スギ等の花粉症対策苗木の増加に努めるものとする。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

伐採跡地については、林地の荒廃を防止するため、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新するものとする。ただし、択伐後の人工造林による場合は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間に更新するものとする。

(2) 天然更新に関する指針

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うこととする。

なお、天然更新の対象樹種や標準的な方法、伐採跡地の天然更新をすべき期間については、市町村森林整備計画において天然更新を行う際の規範として定めるものとする。

ア 天然更新の対象樹種に関する指針

天然更新の対象樹種は天然力を活用し、地表かき起こし、刈出し、ぼう芽等により確実な更新が図られる樹種とし、針葉樹及びクヌギ、コナラ、ブナ、クリ、ケヤキ、ミズメ、ミズキ、イタヤカエデ、キハダ、ホオノキ、ミズナラ、その他高木性の郷土樹種を定める。

イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

ぼう芽更新については、ぼう芽の優劣が明らかとなる1～6年目頃に、良好なぼう芽について、1株当たりの仕立て本数2～3本を目安としてぼう芽整理を行う。

天然下種更新については、笹や粗腐植の堆積等により更新が阻害されている場合には、末木枝条類の除去やかき起こし、あるいは稚樹の生育を促進するための刈出しを行うほか、稚樹の発生が不十分な箇所においては植込みを行う。

なお、天然更新の対象樹種の生育し得る最大の立木本数として想定される本数(期待成立本数)は、10,000本/ha程度を標準とする。

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

伐採跡地の天然更新については、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新を図ることとする。更新完了基準は次のとおり定め、現地確認により5年を経過しても完了基準の要件を満たすことができない森林については、天然更新補助作業の実施を検討する。なお、人工林を針広混交林へ誘導するための施業による天然更新については、この基準によるもののほか、保安林の指定施業

要件の基準等によることも可能とする。

更新完了基準

主林木の樹高が50cm以上で、立木度3以上(幼齢林分については収穫予想表上の期待成立本数の10分の3以上)をもって更新完了とする。

また、伐採後に更新すべき期間を超える伐採跡地については、早急な更新を図ることとする。

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

以下のような天然更新が期待できない森林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として、市町村森林整備計画において個々にその森林を特定する。

- ・ 種子を供給する母樹が存在しない森林
- ・ 天然稚樹の生育が期待できない森林
- ・ 面積の大きな針葉樹人工林であって、林床に木本類が見られないもののうち、気候、地形、土壌条件、周囲の森林の状況等により、皆伐後も木本類の侵入が期待できない森林

3 間伐及び保育に関する基本的事項

市町村森林整備計画の策定にあたっては、次の事項を指針として、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、間伐・保育の実施状況を勘案して計画事項を定めるととする。

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

森林の健全化、立木の生育の促進及び利用価値の向上を図るため、下表に示す内容を基準とし、既往の間伐方法を勘案して、林木の競合状態に応じた間伐の開始時期、繰り返し期間、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を定める。

間伐基準表

樹種	植栽本数	間伐時期(林齢)				間伐の方法(%、本)		
		初回	2回目	3回目	4回目以降	(間伐率(本数)) 間伐本数		
						初回	2回目	3回目
スギ	中仕立て	14 ~	19 ~	27 ~	長期 伐 期 施 業	(20 ~ 30)	(25 ~ 30)	(25 ~ 30)
	3,000	18	26	32		550 ~ 750	500 ~ 700	300 ~ 500
ヒノキ	中仕立て	16 ~	23 ~	30 ~		(15 ~ 25)	(25 ~ 30)	(25 ~ 30)
	3,000	22	29	36		400 ~ 600	500 ~ 700	300 ~ 500
アカマツ	中仕立て	16 ~	21 ~	27 ~	(20 ~ 30)	(30 ~ 40)	(30 ~ 40)	
	4,000	20	26	32	700 ~ 900	600 ~ 800	300 ~ 500	
カラマツ	中仕立て	14 ~	19 ~	27 ~	(25 ~ 35)	(25 ~ 35)	(30 ~ 40)	
	3,000	18	26	32	700 ~ 900	500 ~ 700	300 ~ 500	

なお、間伐本来の目的からすれば林木の生長に応じて弱度の定性間伐を繰り返し行うことが最良であるが、本基準表は標準的な施業の基準を示したものであり、実行に当たっては立地条件、造林木の生育状況及び生産目標等を勘案し、時期、回数、作業方法等を決定するものとする。

施業省力化を図った場合のスギ、ヒノキの最低限実施すべき間伐の時期及び回数

間伐基準表(省力化)

樹種	植栽本数	間伐時期(林齢)			間伐の方法	
		初回	2回目	3回目以降	(間伐率(本数)) 間伐本数	
					初回	2回目
スギ	中仕立て	18 ~	28 ~	長期 伐 期 施 業	(30 ~ 40)	(35 ~ 45)
	3,000	22	32		800 ~ 1000	600 ~ 800
ヒノキ	中仕立て	18 ~	30 ~		(20 ~ 35)	(30 ~ 40)
	3,000	24	36		600 ~ 800	500 ~ 700

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図るため、下表に示す内容を基準とし、既往の保育方法等を勘案して、時期、回数、作業方法その他必要な事項を定める。

保育の基準表

保育の種類	樹種	実施年齢・回数	備考
下刈	スギ ヒノキ	植栽の年から6年間 年1回以上行うこと。	造林木の高さが雑草類の草丈の約1.5倍になるまで行うこと。実施時期は6月上旬～8月上旬を目安とする。
	アカマツ カラマツ	植栽の年から5年間 年1回以上行うこと。	
つる切	スギ ヒノキ アカマツ カラマツ	下刈終了後除伐までの期間に繁茂する状況に応じて適時適切に行うこと。	クズの繁茂する箇所では、早期に処理すること。実施時期は6月～7月を目安とする。
除伐	スギ ヒノキ アカマツ カラマツ	下刈終了後から15年生までの間に、造林木の生育が阻害されている箇所及び阻害されるおそれのある箇所について1回～2回行うこと。	目的樹種以外であっても、生育状況及び将来の利用価値を勘案して、有用な林木については育成を図ること。
枝打ち	スギ ヒノキ	生産目標を考慮し、根元直径が6cm程度の時期に開始し、2回目以降は枝下径が6cm程度に生長した時期に地際から4～6m程度まで3～4回前後行うことを標準とし、1回当たりの枝打ち高さ1.5mを目安とすること。	病虫害の発生を予防するとともに、材の完満度を高め、優良材を得るために行う。実施時期は、樹木の生長休止期の12月下旬～3月上旬を目安とする。

なお、本基準表は一般的な目安を示したものであり、実行に当たっては画一的に行うことなく、立地条件、植栽木の生育状況及び生産目標等に即して効果的な時期、回数、作業方法等を十分検討の上、適切に実行するものとする。

(3) その他必要な事項

間伐対象林分の高齢級化が進む中で、原木の安定供給を一層促進するとともに、森林所有者の負担軽減を図っていくためには、利用間伐の推進が不可欠であり、森林施業の集約化や高性能林業機械の導入など、効率的な森林整備を推進し、間伐材の利用拡大等に積極的に取り組むこととする。

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における施業の方法に関する指針

公益的機能別施業森林とは、公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進する森林であり、その森林の区域を、水源の涵(かん)養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林(水源涵(かん)養機能)、土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林(山地災害防止機能/土壌保全機能)、快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林(快適環境形成機能)、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林(保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能)に区分して定めるものとする。

具体的な森林の区域及び施業の方法は、市町村森林整備計画において定めるものであるが、その設定にあたっては、自然的・社会的・経済的諸条件を総合的に勘案して、森林所有者が受認し得る範囲内で定めるものとする。

なお、区域内において機能が重複する場合は、それぞれの機能発揮に支障がないよう留意する必要がある。

ア 区域の設定の基準に関する指針

(ア) 水源涵養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林(水源涵養機能)

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の重要な水源の周辺に存する森林であって、水源涵養機能の維持増進を図る森林として、次の条件のいずれかに該当する森林。

a 地形について

- (a) 標高の高い地域
- (b) 傾斜が急峻な地域
- (c) 谷密度の大きい地域
- (d) 起伏量の大きい地域
- (e) 溪床又は河床勾配の急な地域
- (f) 掌状型集水区域

b 気象について

- (a) 年平均又は季節的降水量の多い地域
- (b) 短時間に強い雨の降る頻度が高い地域

c その他

大面積の伐採が行われがちな地域

(イ) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林(山地災害防止機能/土壌保全機能)

山地災害の発生により、人命・人家等施設への被害のおそれがある森林であって、土砂の流出、土砂の崩壊の防備など、山地災害防止機能/土壌保全機能の維持増進を図る森林として、次の条件のいずれかに該当する森林。

a 地形

- (a) 傾斜が急な箇所であること。
- (b) 傾斜の著しい変移点を持っている箇所であること。
- (c) 山腹の凹曲部等地表流下水又は地中水の集中流下する部分を持っている箇所であること。

b 地質

- (a) 基岩の風化が異常に進んだ箇所であること。
- (b) 基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所であること。
- (c) 破砕帯又は断層線上にある箇所であること。
- (d) 流れ盤となっている箇所であること。

c 土壌等

- (a) 火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌から成っている箇所であること。
- (b) 土層内に異常な滞水層がある箇所であること。
- (c) 石礫地から成っている箇所であること。
- (d) 表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所であること。

(ウ) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林(快適環境形成機能)

日常生活に密接な関わりを持つ里山等において、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林であって、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として、次のいずれかに該当する森林。

- a 都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林
- b 市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林
- c 気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林

(エ) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

(保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能)

保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、希少な生物が生育・生息している森林であって、保健機能の維持増進を図る森林で、次のいずれかに該当する森林。

- a 湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林
- b 紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの

- c ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林
- d 希少な生物の保護のため必要な森林

イ 森林施業の方法に関する指針

(ア) 水源の^{かん}涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林(水源^{かん}涵養機能)伐期の間隔を拡大するとともに、伐採面積の規模を縮小した皆伐を行い、水源^{かん}涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全する。

(イ) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林(山地災害防止機能/土壌保全機能)快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林(快適環境形成機能)保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林(保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能)特に機能の発揮を図る森林については、択伐による複層林施業を行い、それ以外の森林については択伐以外の方法による複層林施業を行うこととし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においても、機能の確保ができる場合には、長伐期施業を行うことも可能とする。なお、長伐期施業における皆伐については、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

また、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、希少な生物の保護のために必要な森林については、原則として択伐による複層林施業を選択するものとする。

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針

木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域の設定基準及び森林施業の方法については、以下のとおりとする。

ア 区域の設定の基準に関する指針

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

(木材等生産機能)

木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域は、林木の生育が良好な森林で、地形等から効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定するものとする。

なお、公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域は、重複を認めるものとし、公益的機能の発揮に支障が生じないよう施業方法を定めるものとする。

イ 森林施業の方法に関する指針

木材等生産機能の維持増進を図る森林については、森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、植栽による確実な更新、保育及び間伐等の実施や路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材の生産が可能となる資源構成となるよう努めるものとする。

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網の開設については、傾斜等自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出を伴う間伐の実施や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで高効率な作業システムに対応したものとする。

林道等の開設にあたっては、森林の利用形態や地形・地質等に応じ林業専用道を導入するなど、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとする。

林道の改良については、既設路線における通行車両の安全確保、維持管理経費の節減、林産物の輸送コストの低減等を図るため、計画的かつ効率的に整備する。

基幹路網の現状

(路線、km)

区分	路線数	延長
基幹路網	180	538
うち林業専用道	5	8

注)平成30年度開設見込み量を含む

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

効率的な森林施業を推進するため、林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準は以下のとおり。

区分	作業システム	路網密度	
		基幹路網	
緩傾斜地 (0°～15°)	車両系作業システム	100m / ha以上	35m / ha以上
中傾斜地 (15°～30°)	車両系作業システム	75m / ha以上	25m / ha以上
	架線系作業システム	25m / ha以上	25m / ha以上
急傾斜地 (30°～35°)	車両系作業システム	60m / ha以上	15m / ha以上
	架線系作業システム	15m / ha以上	15m / ha以上
急峻地 (35°～)	架線系作業システム	5m / ha以上	5m / ha以上

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域(路網整備等推進区域)の基本的な考え方

路網密度の水準と作業システムの考え方を踏まえ、基幹路網の整備と併せて森林施業の集約化による効率的な森林施業を推進する路網整備等推進区域を設定する。

- (4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方
適切な規格・構造の路網整備を図る観点から、林道規程、山梨県林業専用道作
設指針、山梨県森林作業道作設指針に則り開設する。

- (5) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方
法
該当なし。

- (6) その他必要な事項
該当なし。

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

森林施業の合理化については、県、市町村、森林組合等が中心となって、森林・林業・木材産業関係者の合意形成及び民有林と県有林、国有林との緊密な連携を図りつつ、以下のとおり推進する。

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

森林所有者等の委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、森林所有者等への働きかけや、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知を始めとした普及啓発活動のほか、情報の提供や助言・あっせんなどを推進し、意欲ある森林所有者・森林組合・林業事業者への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換等を目指すものとする。

その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、市町村による森林所有者等の情報の整備・提供や、森林組合等による施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進するほか、面的にまとまった共有林での施業の促進や経営意欲の低下した森林所有者等の森林について森林組合等による森林の保有・経営の円滑化を図るものとする。

また、森林施業の共同実施、作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結等により、森林所有者等の共同による施業の確実な実施を促進するものとする。

あわせて、今後、森林の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の明確化や森林GIS等による森林情報の整備を進めるとともに、関係者による情報の共有に努めるものとする。

(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針

森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下同じ。）を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については、意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については、市町村が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進するものとする。

(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

ア 林業事業者の体質強化

本計画区内においては、4つある森林組合や各林業事業者の組織・経営基盤の強化が必要である。

このため、山梨県林業労働センター等と連携し、森林組合等林業事業者にお

ける雇用関係の明確化及び雇用の安定化による他産業並みの労働条件の確保など、雇用管理の改善並びに事業量の安定的確保、合併・協業化、生産性の向上などによる事業の合理化を一体的・総合的に促進するとともに、首都圏からのアクセスの良さ等の立地条件を活かした事業展開などにより、さらなる収入確保を図るなどの多角的な経営を推進する。

また、経営方針を明確化し、生産管理手法の導入などを通じて林業経営基盤を強化することにより、地域の林業の担い手となり得る経営感覚に優れた林業経営体及び林業事業体を育成する。

イ 林業に従事する者の養成・確保

就業相談会の開催、就業支援講習の実施等による新規就業者の確保に向けた取り組みや、技能・技術の習得のための計画的な研修の実施等による林業就業者のキャリア形成支援に向けた取り組みを推進する。

さらに、高度な林業技術や先進的な林業経営に関する多様な技術研修等の実施により、幅広い技術・知識を有する人材の育成に努めるものとする。

(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

ア 高性能林業機械の導入の促進

本計画区の林業事業体による高性能林業機械保有状況は、平成28年度末現在でリースによるものも含め、プロセッサ2台、ハーベスタ7台、フォワーダ9台、タワーヤーダ2台、スイングヤーダ3台となっている。

今後も、主伐や利用間伐を推進するため、地域に適合した高性能林業機械の導入及びその効率的な利用を促進するとともに、作業システムを効率的に展開できる技術者・技能者の養成を計画的に推進するほか、高性能林業機械のリースやレンタルの活用や林業機械の共同利用など、林業機械の利用体制の整備について積極的に推進するものとする。

イ 低コスト作業システムの推進

現地の作業条件に応じた複数の機械の組み合わせや作業方法の選択により、作業を効率的に進める低コスト作業システムの推進を図るため、地形や路網密度に応じた低コスト作業システムの基準を表1、表2に示す。なお、実際の作業現場に適用する場合は、経営形態や地域の特性などを考慮して選択する必要がある。

表 - 1 . 低コスト作業システムの分類例（山梨県森林総合研究所作成）

	ハーベスタ + (グラップル) + フォワーダ	車両系
	チェーンソー + グラップル木寄せ + プロセッサ + フォワーダ	
	チェーンソー + グラップル(ウィンチ)木寄せ + プロセッサ + フォワーダ	
	チェーンソー + (グラップル) + スキッド + プロセッサ	
	チェーンソー + プロセッサ + フォワーダ	
	チェーンソー + スイングヤード + プロセッサ + (フォワーダ)	架線系
	チェーンソー + タワーヤード + プロセッサ + (フォワーダ)	

表 - 2 . 低コスト作業システム選択表（山梨県森林総合研究所作成）

地形	路網密度	最適と見込むシステム	備考
緩	密		車両系
	中		
中	密		車両系
	中		架線系
急	密		車両系
	中		架線系
	疎		

傾斜 緩：20°未満 中：20°以上～30°未満 急：30°以上

路網密度 密：100m/ha以上 中：50m/ha以上～100m/ha未満 疎：50m/ha未満

低コスト作業システムの例

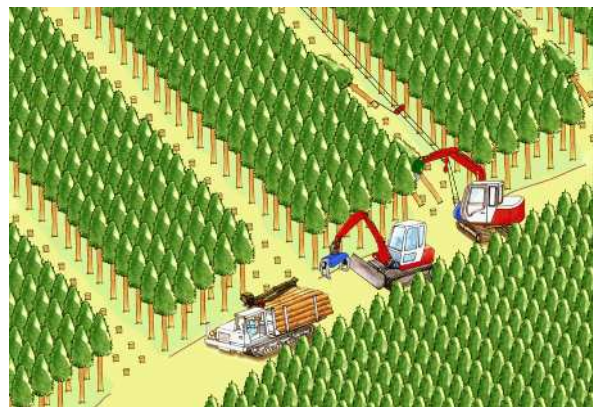
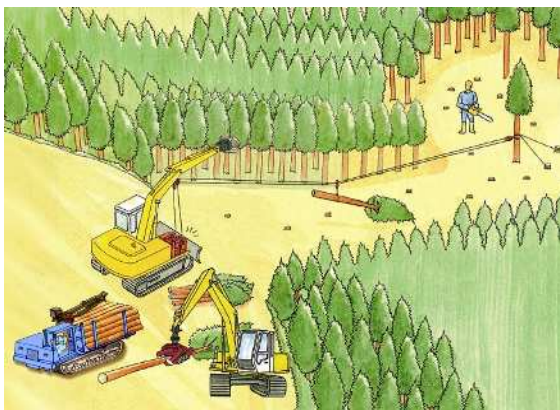
1. チェーンソー+グラップル木寄せ+プロセッサ+フォワーダ...

- ・伐倒 チェーンソー
- ・集材 グラップル
- ・造材 プロセッサ
- ・運材 フォワーダ



2. チェーンソー+スイングヤーダ+プロセッサ+(フォワーダ)...

- ・伐倒 チェーンソー
- ・集材 スイングヤーダ
- ・造材 プロセッサ
- ・運材 (フォワーダ)・・・林道敷を土場敷とし、造材後はトラック輸送を目指す



(イラスト提供「イワフジ工業株」)

(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

ア 木材流通の合理化

森林施業プランナーによる森林所有者への施業プランの提示などにより、施業の集約化を促進するとともに、低コスト作業システムの構築やストックヤードの設置に取り組むなど、県産材の安定供給体制の整備に努めるものとする。

また、本計画区は、木材の大消費地である首都圏等に近く、県産材の需要拡大が見込まれることから、計画区内の甲斐東部材産地形成事業協同組合が運営する市場への原木集荷量の増加による大口での販売を促進し、流通コストの低減に努めるものとする。

イ 木材加工の合理化

建築士、工務店が安心して使用でき、建築基準法にも対応した品質や強度性能の確かな県産材製品を安定的に低コストで供給するため、山梨県森林総合研究所による技術指導等により、乾燥や製材の技術向上を図るとともに、生産の効率化に向け、複数の中小製材事業者の連携による協業化を推進する。

ウ 需要者と生産・流通・加工を通じた関係者との連携

森林所有者、素材生産者、木材加工業者、建築士、大工・工務店等の関係者が連携して取り組む顔の見える木材での家づくりを促進し、環境に優しく、地域の気候・風土に合った資材である県産材の住宅への利用を推進する。

また、公共建築物等の木造化・木質化や土木工事等における県産材利用を推進するため、「山梨県内の公共建築物等における木材利用の促進に関する方針」に基づき、森林所有者、素材生産者、木材加工業者等の木材供給に携わる者が連携した県産材の安定的な供給体制づくりを促進するものとする。

エ その他

製材加工の過程で排出される端材やオガ粉などの製材残材や、森林の伐採過程で発生する曲がり材、末木枝条、未利用間伐材等を木質バイオマスエネルギーとして利用していくため、木材チップ・ペレット等の木質バイオマス供給施設や木質バイオマスボイラー等の木質バイオマス利用施設の整備を推進するとともに、木質バイオマスの供給体制の整備に向け、関係者間の協議の場を設けるなど、連携強化を図る。

(6) その他必要な事項

近年の自然志向・健康志向の高まりなどから、山村における森林・林業体験活動への参加や山村への定住、森林セラピーに対する県内外のニーズが高まってきている。また、企業における森林吸収源対策など社会貢献活動への関心も高まっており、やまなし森づくりコミッションの仲介により、企業による森林整備箇所も増加しつつある。これらの活動を通じて、都市と山村との交流を促進するとともに、山村の生活環境基盤の整備を通じて定住条件を改善することにより、山村地域の活性化を図っていくこととする。

第4 森林の保全に関する事項

森林の土地の保全については、本計画書にある - 第2に定める「森林の整備及び保全の目標、基本方針等に関する基本的な事項」によるほか、林地開発許可制度の適正な運用に努める。

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

森林の土地の形質の変更により発生する種々の災害を未然に防止するため、山地災害防止機能/土壌保全機能維持増進森林を高度に発揮させる必要のある森林、保安林、保安施設地区の森林を林地の保全に特に留意すべき森林として別表のとおり定めた。

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法

該当なし

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土石または樹根の採掘、開墾その他土石の切取、盛土等の土地の形質の変更にあたっては、林地の保全に支障を及ぼすことのないよう十分留意することとする。

また、土地の形質変更の態様、地形、地質等の条件、行うべき施業の内容に留意して、その実施地区の選定を行うものとする。

土石の切取、盛土等を行う場合は、適切な勾配を確保することとし、必要に応じて法面保護のための緑化工、土留工等の施設及び地表流水または地中水を適切に処理するための排水施設を設ける。

その他、土地の形質変更の場合には、その態様に応じて土砂の流出、崩壊等の防止に必要な施設を設ける等、適切な保全処置を講ずるものとする。

(4) その他必要な事項

土地の形質の変更にあたっては、当該森林の植生、地形、地質、気象等の自然環境、過去に発生した災害及び周辺における土地利用、水利用、景観等を総合的に勘案し、森林の有する土砂の流出・崩壊の防止、水源涵養等の機能の維持が図られるよう十分留意した上で森林の適切な利用を行うものとする。

(別表)

樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区の面積等

区分	所在地区 (林班)										
	全指定					一部指定					
県有林	1~9	,13	,20~27	,31~46	,49	10~12	,14~19	,28~30	,50~51	,53~60	
	52	,61	,64~67	,70~71	,105~106	62~63	,68~69	,72	,103~104	,107	
	108~109	,114	,116~118	,120~132	,134~135	110~113	,115-2	,119	,133	,136	
	137~143	,146~150	,153	,155~158	,160~161	144~145	,151~152	,154	,159	,162	
	163	,165	,173~174	,191~192	,202~205	164	,166	,168~172	,175~190	,193~201	
	211	,216~217	,334	,336	,338	210	,212~214	,335	,402	,404	
	340~341-1,341-2		,345~347	,349~350	,416~417	408	,410~411	,413~415	,421~422	,424~425	
	437-2	,452	,458~460-1,460-2	,467,470		428~430	,446-2	,453	,457	,469	
	472~473	,476-2	,479	,484~485	,519~520	474~478	,480~483				
547~548											
民	富士吉田市	3~4	,8~10	,12~14	,31	1~2	,5~7	,11	,30		
	都留市	11~19	,22~23	,25	,40	,55~71	1~4	,6~9	,20~21	,24	,26~30
						32~39	,41~47	,49~54	,72~74	,78~81	
						83	,85~87				
	大月市	1~4	,8~11	,14~15	,21~23	,27	5~7	,12~13	,16~20	,24~26	,28~31
		32~36	,39	,41~46	,53~55	,57	33	,37~38	,40	,47~50	,52
		64~77	,89	,95	,105	,109~110	58~60	,78~80	,83	,85~88	,91~94
		112~113	,115	,118~119	,132~134	,137	96~99	,101	,108	,121	,125~127
						135					
	上野原市	3~4	,6	,13~14	,17	,31	1~2	,7~9	,12	,15~16	,18~19
		109	,116~120	,125~129	,131		21~30	,32~45	,102~103	,108	,110~115
						121~124	,130	,132~134	,138		
有	道志村	1~4	,7~9	,11	,15~25	,27	5~6	,10	,12~14	,26	,101~102
		103~105	,108	,110~118	,121~139	,141	106~107	,109	,119~120	,140	
	西桂町	5					1~4	,8			
	忍野村	15	,17				2	,4	,6~14	,16	
	山中湖村						1~2	,5~6	,12		
	鳴沢村						13~16				
	富士河口湖町	11	,202~203	,208~211	,214	,216	9~10	,14	,17	,19	,101
		304					201	,204~207	,212	,215	,303
							305				
	小菅村	14~108	,110~120	,107~108	,110~102		1~2	,4~7	,10~13	,20~24	,104~106
						109					
	丹波山村	5	,9~10	,13	,101	,103	3~4	,6~8	,11~12	,16~20	,22~23
	106~108	,110~111	,114~176			102	,104~105	,109	,112~113	,177	

単位: ha

区分	面積			
	全指定	一部指定	計	
計画区総数	39,347	21,370	60,717	
県有林総数	13,617	11,399	25,016	
民有林総数	25,731	9,970	35,701	
民有林総数	富士吉田市	1,064	322	1,386
	都留市	1,972	822	2,794
	大月市	5,587	1,543	7,130
	上野原市	1,996	2,439	4,435
	道志村	5,462	949	6,411
	西桂町	98	181	279
	忍野村	183	344	526
	山中湖村	0	235	235
	鳴沢村	0	122	122
	富士河口湖町	608	555	1,163
	小菅村	1,846	1,134	2,979
	丹波山村	6,915	1,324	8,239

注) 合計は四捨五入のため一致しない場合がある。

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

保安林については、計画事項の第2に定める「森林の整備及び保全の目標に関する基本的な事項」及び第3に定める「森林の整備に関する事項」に即し、流域における森林に関する自然的条件、社会的要請及び保安林の配置状況等を踏まえ、水源の^{かん}涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林について、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林に重点を置いて計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を図る。

山地災害の未然防止を図るため、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽や本数調整伐等の保安林の整備を行う。

(2) 保安施設地区に関する方針

保安施設地区については、保安林の指定により対応することから、新たな保安施設地区の指定は行わない。

(3) 治山事業に関する方針

災害に強い国土づくりや水源地域の機能強化を図るため、近年、頻発する集中豪雨や地震等による大規模災害のおそれが高まっていること、及び山腹崩壊等に伴う流木災害が顕在化していることを踏まえ、緊急に実施を必要とする荒廃地で、山地災害危険地区等を対象として、溪間工、山腹工等の治山施設の整備を地域特性等に応じて計画的に推進する。

その中で、流域保全の観点から関係機関が連携した取組や、地域における避難体制の整備などのソフト対策とあわせて、山地災害の減災、事業実施等の効果的な対策を講ずる。その際、既存施設の有効活用を含む総合的なコスト縮減に努めるとともに、現地の実情を踏まえ、必要に応じて、貴重な野生生物の生育・生息環境の保全や環境に配慮した工法の導入等により自然に優しい治山施設の設置に努める。

また、流木対策としては、流木捕捉式治山ダムの設置や根系等の発達を促す森林整備、流木化して下流へ被害を及ぼす可能性の高い流路部の立木の伐採等に取り組むこととする。

(4) 特定保安林の整備に関する事項

指定の目的に即して機能していないと認められる保安林であって、その区域内に次の要件を全て満たす森林については、当該保安林を特定保安林として指定し、間伐等の必要な施業等を積極的かつ計画的に推進して当該目的に即した機能の確保を図るものとする。

特定保安林の区域内で、特に、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要があると認められる森林については、要整備森林とし、森林の現況等に応じて、必要な施業の方法及び時期を明らかにした上で、その実施の確保を図ることとする。要整備森林の対象とする森林は、特定保安林の区域内に存在し、樹冠疎密度、樹種、林木の

生育の状況、下層植生の状況等からみて機能の発揮が低位な状態にあると認められる森林で、気象、標高、地形、土壌等の自然条件、林道等の整備の状況、指定施業要件の内容等から森林所有者等に造林等の施業を実施させることが相当であり、かつ、これにより、早期に機能の回復・増進が図られると見込まれる森林とする。なお、治山事業の対象地等の、森林所有者等に施業を行わせることが困難又は不適當な森林については、要整備森林の対象とはしないものとする。

【特定保安林の指定要件】

- ア 下層植生が消失しており、森林土壌が流出し、又はそのおそれがあると認められる森林、林冠が疎開しており、林木の生育状況等からみてうっ閉せず、又はうっ閉するまで長期間を要すると認められる森林、つる類が繁茂している等林相が著しく悪化し、又はそのおそれがあると認められる森林等、下層植生や土壌の状況、樹冠疎密度、林木の生育状況等からみて、指定の目的に即した機能が確保されるよう早急に施業を実施する必要があると認められること。
- イ 気候、地形、土壌等の自然的条件からみて、施業を行うことにより、健全な林木の生育が見込まれ、指定の目的に即した機能を確保し得ると認められること。
- ウ 法令上の制限、林道の整備状況等からみて、森林所有者等に施業を実施させることが相当であると認められること。

(5) その他必要な事項

保安林の適正な管理を確保するため、森林所有者、地域住民、市町村等の協力・参加が得られるよう努めるとともに、保安林台帳の整備や標識の設置等を適正に行うものとする。

3 鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域（以下「鳥獣害防止森林区域」という。）の設定及び鳥獣害の防止の方法については、市町村森林整備計画において定めるものとするが、その指針として次により区域の設定の基準及び鳥獣害の防止の方法に関する方針等を定めた。

ア 区域の設定の基準

鳥獣害防止森林区域の対象とする鳥獣（以下「対象鳥獣」という。）は、ニホンジカとするが、必要に応じてその他の森林に被害を与える鳥獣を対象とすることができる。

鳥獣害防止森林区域の対象とする森林は、「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、対象鳥獣による森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ等に基づき、対象鳥獣による食害や剥皮等の被害がある森林又はそれらの被害がある森林の周辺に位置し、被害発生のおそれのある森林等であって、人工林を基本として設定するが、地域における森林資源の状況に応じて天然林も含めることができる。

また、鳥獣害防止森林区域は林班単位に対象鳥獣別に設定するが、対象鳥獣ごとの区域を重複して設定できるものとする。

イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、地域の実情に応じて、対象鳥獣別に、当該対象鳥獣による被害を防止するために効果を有すると考えられる方法により、植栽木の保護措置又は捕獲による鳥獣害防止対策を推進することとする。

その際、関係行政機関等と連携して対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整に努めることとする。

(2) その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域内における鳥獣害の防止の方法の実施状況の確認については、必要に応じて現地調査による他、区域内で森林施業を行う林業事業者や森林所有者等からの情報収集等により行うものとする。

4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努めることとする。

特に、松くい虫による被害については、近年、富士山山麓周辺のマツ林をはじめとする標高の高い地域での被害も見られることから、被害の拡大の防止に努めるとともに、市町村や地域の自主的な防除活動等の一層の推進を図ることとする。

また、ナラ枯れについては、県内ではまだ発見されていないが、隣接県では被害が確認されており、初期の段階での防除が特に重要となることから、病原菌を媒介するカシノナガキクイムシの生育調査や広葉樹の集団的な枯損等の情報を収集するなど、事前の体制を整備し被害拡大の未然防止を図ることとする。

(2) 鳥獣害対策の方針(3に掲げる事項を除く。)

鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害や対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害については、その防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携を図りつつ、森林被害のモニタリングを実施し、その結果を踏まえて、捕獲や市町村、森林組合、森林所有者等が協力して実施する計画的な防護柵等の設置等広域的な防除活動等を総合的かつ効果的に推進する。

また、野生鳥獣との共存にも配慮した針広混交林の整備、野生鳥獣と地域住民の棲み分けを図るための緩衝帯の整備等を推進する。

(3) 林野火災の予防の方針

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道や啓発のための標識板等を整備しつつ、森林巡視、山火事警防等を適時適切に実施するとともに、防火線、防火樹帯等の整備を推進する。

なお、林野火災の防止については、12月～5月の山火事が発生し易い時期を中心に「山火事防止パトロール」を実施し、地域住民や入山者に対する防火意識の啓発等を行う。

第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

市町村森林整備計画の策定にあたっては、森林の保健機能の増進に関する特別措置法の規定に基づき、次の事項を指針として、森林の保健機能の増進を図ることが適当と認められる森林について、保健機能森林の整備に関する事項を定めることができる。

1 保健機能森林の区域の基準

次の(1)～(5)の全ての要件を満たしている森林について保健機能森林の区域を設定することができる。

- (1) 湖沼、渓谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林、多様な樹種、林相からなり明暗、色調に変化を有する森林、史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観を構成している森林等の保健機能の高い森林であること。
- (2) 地域の実情、その森林の利用者の意向等からみて、森林施業と施設を一体的かつ計画的に整備し、森林資源の総合利用を促進することが適当であること。
- (3) 施業の担い手となる林業事業体等が存在し、森林の有する保健機能を高度に発揮させるための森林施業が可能であること。
- (4) その森林の区域内における施設の整備の状況及び見込み等からみて森林所有者による施設の整備が行われる見込みがあること。
- (5) 施設の設置により、その森林の現に有する保健機能以外の県土保全等の諸機能に著しい支障を及ぼすおそれがないこと。

2 その他保健機能森林の整備に関する事項

(1) 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の一層の増進を図るとともに、施設の設置に伴う森林の有する水資源涵養、^{かん}県土保全等の機能の低下を補完する役割を有していることから、自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮しつつ、択伐施業、特定広葉樹育成施業など、優れた自然景観等の特色を踏まえた多様な森林施業を行う。

また、森林所有者、森林組合等森林施業の担い手が連携して森林の施業を行う。

(2) 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

森林保健施設の整備にあたっては、自然環境の保全、県土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて各種施設を適切に整備することによって、森林の保健機能の増進が適切に図られるように努める。

整備する施設の具体的内容としては、多数の利用者が見込まれる次の施設であることとする。

休養施設、 教養文化施設、 スポーツ又はレクリエーション施設、 宿泊施設、 ~ までに掲げる施設の利用上必要な施設

また、市町村森林整備計画においては、対象森林を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高、すでに標準伐期齢に達している立木にあってはその樹高）を定めるものとする。

(3) その他必要な事項

ア 保健機能森林の管理・運営の方針

(ア) 保健機能森林の管理・運営にあたっては、森林の保全及び施設の維持・管理並びにこれらの実施体制の確立に努める。

(イ) 利用者の防火意識の啓発等山火事の未然防止に努めるとともに、防火体制の整備及び防火施設の設置を図る。

(ウ) 安全施設の設置等利用者の安全及び交通の安全・円滑の確保に努める。

イ 自然環境の保全及び国土の保全

保健機能森林の設定、整備にあたっては、森林の現況、周辺における土地利用の状況等から、当該森林の自然環境保全及び県土保全の機能の把握に努め、自然環境の保全及び土砂流出・洪水発生の防止等県土の保全に配慮する。

第6 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積:千m³

区分	総数			主伐			間伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数	1,536.5	1,444.4	92.1	394.0	370.4	23.6	1,142.5	1,074.0	68.5
前半5カ年の計画量	741.2	696.7	44.5	190.0	178.6	11.4	551.2	518.1	33.1

2 間伐面積

単位 面積:ha

区分	間伐面積
総数	17,390
前半5カ年の計画量	8,390

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積:ha

区分	人工造林	天然更新
総数	1,727	2,299
前半5カ年の計画量	832	1,108

4 林道の開設及び拡張に関する計画

単位 延長:km

区分	開設		改築		改良		舗装	
	路線数	延長	路線数	延長	路線数	延長	路線数	延長
計画総数	64	66.1	13	25.0	135	149.5	79	92.0
前半5カ年の計画量	15	27.8	2	4.0	15	22.8	1	5.0

別紙一覧表のとおり

別紙

開設

							単位 延長:km 面積:ha		
開設/拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	利用区域 面積	前半5ヵ年の 計画箇所	対図 番号	備考
開設	自動車道	林業専用道	富士吉田市	滝沢1号支線	1.3	38		1	
小計				1	1.3				
開設	自動車道	林道	都留市	菅野盛里	2.1	1,539		2	
"	"	"	"	細野鹿留	6.3	1,869		3	
"	"	"	"	盛里	1.2	180		4	
"	"	"	"	盛里王の入	1.0	165		5	
開設(改築)	"	"	"	細野鹿留	(3.0)	1,869			
"	"	"	"	黒野田	(1.0)	1,925			
"	"	"	"	鹿留	(2.0)	1,285			
"	"	"	"	盛里	(1.9)	526			
小計				(4) 4	(7.9) 10.6				
開設	自動車道	林道	大月市	大蔵沢大鹿	4.0	1,224		6	
"	"	"	"	扇山	0.2	267		7	
"	"	"	"	大鹿	0.5	192		8	
"	"	"	"	峰山	0.3	42		9	
"	"	"	"	百蔵	0.5	117		10	
"	"	"	"	梁川	0.3	92		11	
"	"	"	"	清水入	0.5	40		12	
"	"	"	"	朝日小沢	0.5	53		13	
"	"	"	"	札金	0.6	280		14	
"	"	"	"	原入	0.5	91		15	
"	"	"	"	側子峠	0.7	133		16	
"	"	"	"	滝子沢	0.7	81		17	
"	"	"	"	梅久保	0.5	31		18	
"	"	"	"	大入	0.5	65		19	
"	"	"	"	宮谷沢	0.5	51		20	
"	"	"	"	大沢川	0.5	73		21	
"	"	"	"	桑西	0.5	65		22	
"	"	"	"	奈良子大峠	0.5	80		23	
"	"	"	"	鈴懸大地峠	4.0	1,000		24	
"	"	林業専用道	"	船窪1号支線	1.8	70		25	
"	"	"	"	大蔵沢大鹿 1号支線	1.2	150		26	
開設(改築)	"	林道	"	黒野田	(2.0)	1,925			
"	"	"	"	奈良子	(2.0)	2,290			
"	"	"	"	真木小金沢	(2.0)	4,115			
"	"	"	"	富士東部(北)	(6.5)	1,313			
小計				(4) 21	(12.5) 19.3				
開設	自動車道	林道	上野原市	富士東部(北)	0.5	1,313		27	
"	"	"	"	富士東部(南)	1.2	610		28	
"	"	"	"	小桐藤尾	0.3	50		29	
"	"	"	"	沢渡小桐	0.3	90		30	
"	"	"	"	千足	0.3	80		31	
"	"	"	"	奈良山	0.5	81		32	
"	"	"	"	日高	0.5	117		33	
"	"	"	"	小裾辺	0.5	129		34	
"	"	"	"	神田木	0.3	92		35	
"	"	"	"	金山	0.5	35		36	
"	"	"	"	和見桑久保	0.5	26		37	
"	"	"	"	藤尾	0.5	60		38	
"	"	"	"	盛里王の入	0.5	75		39	

"	"	"	"	穴 路	3.0	210		40	
"	"	"	"	鈴 懸 大 地 峠	6.0	500		41	
小計				15	15.4				
開設	自動車道	林道	道志村	板 橋	0.7	30		42	
"	"	"	"	道 坂	0.5	60		43	
"	"	"	"	大 室 指	0.5	262		44	
開設(改築)	"	"	"	富士東部(南)	0.4	1,285			
小計				(1) 3	(0.4) 1.7				
開設	自動車道	林道	忍野村	寺 久 保	1.0	97		45	
"	"	"	"	内 野	1.0	142		46	
"	"	"	"	忍 草	1.0	152		47	
"	"	"	"	腰 巻	0.5	53		48	
"	"	"	"	二十曲峠公園	0.5	51		49	
"	"	"	"	内 野 石 割	0.5	187		50	
開設(改築)	"	"	"	鹿 留	(1.0)	183			
"	"	"	"	明 見 忍 野	(1.0)	110			
小計				(2) 6	(2.0) 4.5				
開設	自動車道	林業専用道	富士河口湖町	西 川 新 倉 1 号 支 線	1.3	39		51	
開設(改築)	"	林道	"	逢 坂	(1.4)	1,925			
小計				(1) 1	(1.4) 1.3				
開設	自動車道	林業専用道	鳴沢村	大田和1号支線	1.7	81		52	
"	"	"	"	大田和2号支線	1.7	81		53	
"	"	"	"	軽水1号支線	3.3	110		54	
小計				3	6.7				
開設	自動車道	林道	小菅村	大 長 作	0.7	137		55	
"	"	"	"	大 丹 波 峠	0.3	37		56	
"	"	"	"	小 沢	0.3	35		57	
"	"	"	"	棚 沢 大 成	0.3	52		58	
"	"	"	"	小 永 田	0.9	19		59	
"	"	"	"	渡 茶 ア 山 沢 入	0.5	62		60	
開設(改築)	"	"	"	玉 川	(0.8)	372			
小計				(1) 6	(0.8) 3.0				
開設	自動車道	林道	丹波山村	貝 沢	0.3	153		61	
"	"	"	"	山 王 沢	1.0	57		62	
"	"	"	"	大 指	0.3	60		63	
"	"	"	"	杉 奈 久 保	0.7	132		64	
小計				4	2.3				
開設合計				(13) 64	(25.0) 66.1				

改良

								単位 延長:km 面積:ha
開設/拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	利用区域 面積	前半5か年の 計画箇所	備考
拡張(改良)	自動車道	林道	富士吉田市	滝 沢	1.0	2,484		
"	"	"	"	富 土 山 中	1.0	1,201		
"	"	"	"	富 土	0.5	1,912		
"	"	"	"	西 川 新 倉	1.0	1,550		
"	"	"	"	富 土 大 石	1.5	387		
"	"	"	"	細 尾 野	1.0	159		
"	"	"	"	小 富 土	1.5	212		
"	"	"	"	鷹 丸 尾	1.0	582		
"	"	"	"	俣 下	1.0	215		
"	"	"	"	明 見 忍 野	0.5	169		
"	"	"	"	大 明 見	0.8	287		
"	"	"	"	明 見	0.5	165		
"	"	"	"	富 土 見 台	0.5	145		
"	"	"	"	小 明 見	0.5	130		
"	"	"	"	白 糸	1.0	120		
"	"	"	"	不 動 湯	0.5	35		
"	"	林業専用道	"	富 土 大 石 1 号 支 線	0.7	84		
"	"	"	"	滝 沢 1 号 支 線	1.3	38		
小計					18	15.8		
拡張(改良)	自動車道	林道	都 留 市	鹿 留	3.0	1,285		
"	"	"	"	菅 野 盛 里	1.0	1,539		
"	"	"	"	細 野 鹿 留	1.0	1,869		
"	"	"	"	鹿 留 支 線	1.0	198		
"	"	"	"	外 ヨ リ 沢	1.5	169		
"	"	"	"	前 ヨ リ 沢	1.5	123		
"	"	"	"	盛 里	1.2	526		
"	"	"	"	札 金	1.0	119		
"	"	"	"	大 野	1.3	50		
"	"	"	"	大 棚	1.0	162		
"	"	"	"	菅 野	0.5	448		
"	"	"	"	猿 焼	0.1	300		
"	"	"	"	細 野	0.1	361		
"	"	"	"	大 沢	0.1	442		
"	"	"	"	棚 苗 代 山	0.1	61		
小計					15	14.4		
拡張(改良)	自動車道	林道	大月市	黒 野 田	1.0	1,925		
"	"	"	"	真 木 小 金 沢	4.0	4,115		
"	"	"	"	奈 良 子	5.0	2,290		
"	"	"	"	土 室 日 川	1.0	1,813		
"	"	"	"	焼 山 沢 真 木	1.0	939		
"	"	"	"	遅 能 戸	1.0	487		
"	"	"	"	金 山	2.0	504		
"	"	"	"	小 金 沢 山	1.0	355		
"	"	"	"	富 土 東 部 (北)	1.0	1,313		
"	"	"	"	大 入	1.3	120		
"	"	"	"	越 又	0.5	266		
"	"	"	"	追 分	0.5	189		
"	"	"	"	橋 倉	1.2	98		
"	"	"	"	林	0.8	102		
"	"	"	"	大 久 保 袴 着	0.5	136		
"	"	"	"	鈴 懸 峠	1.0	282		
"	"	"	"	扇 山	1.2	194		
"	"	"	"	宮 谷	1.2	200		
"	"	"	"	奥 山	0.3	175		
"	"	"	"	大 鹿	0.3	192		

拡張(改良)	自動車道	林道	忍野村	鹿留	0.5	183		
"	"	"	"	明見忍野	0.5	110		
小計				2	1.0			
拡張(改良)	自動車道	林道	鳴沢村	軽水	1.0	1,802		
"	"	"	"	富士	1.5	1,912		
"	"	"	"	鳴沢	1.0	429		
"	"	"	"	船津	1.0	58		
"	"	"	"	八軒	0.5	159		
"	"	"	"	サワラ山北	0.5	76		
"	"	"	"	大田和	1.0	318		
"	"	林業専用道	"	東軒1号支線	2.3	95		
"	"	"	"	大和田1号支線	1.7	81		
小計				9	10.5			
拡張(改良)	自動車道	林道	富士河口湖町	西川新倉	4.0	1,550		
"	"	"	"	清八	2.0	120		
"	"	"	"	霜山	1.0	127		
"	"	"	"	白滝	2.0	143		
"	"	"	"	中沢	0.5	183		
"	"	"	"	逢坂	1.0	618		
"	"	"	"	本栖	1.2	648		
"	"	"	"	竜ヶ岳	1.0	168		
小計				8	12.7			
拡張(改良)	自動車道	林道	小菅村	笹畑	1.0	170		
"	"	"	"	玉川	2.0	372		
"	"	"	"	棚沢今川	3.4	165		
"	"	"	"	大丹波峠	0.5	47		
"	"	"	"	棚沢大成	3.3	168		
"	"	"	"	コアラシ	2.1	69		
小計				6	12.3			
拡張(改良)	自動車道	林道	丹波山村	貝沢	0.5	297		
"	"	"	"	大指	1.0	115		
"	"	"	"	杉奈久保	1.0	132		
"	"	"	"	マリコ	0.6	48		
"	"	林業専用道	"	山王沢1号支線	0.3	54		
小計				5	3.4			
拡張(改良)合計				135	149.5			
小計				24	17.3			
拡張(改良)	自動車道	林道	道志村	富士東部(南)	1.0	1,285		
"	"	"	"	野原	0.4	171		
"	"	"	"	椿	0.5	225		
"	"	"	"	田代	0.5	98		
"	"	"	"	田代椿	0.5	345		
"	"	"	"	戸渡	0.5	288		
"	"	"	"	越路	0.5	125		
"	"	"	"	室久保	5.3	602		
"	"	"	"	ムジナ	0.5	86		
"	"	"	"	西沢	3.4	344		
"	"	"	"	東沢	1.6	405		
"	"	"	"	御正体	0.5	217		
"	"	"	"	白井平	0.5	62		
"	"	"	"	鳥屋之沢	0.4	70		
"	"	"	"	道坂坂	0.5	70		
"	"	"	"	掛水	0.5	93		
"	"	"	"	椿・大室指	1.0	53		
"	"	"	"	道坂菜畑	1.0	216		
"	"	"	"	桐久保	0.1	340		
小計				19	19.2			

舗装

単位 延長:km 面積:ha

開設/拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	(延長及び 箇所数)	(利用区域 面積)	前半5ヵ年の 計画箇所	備考
拡張(舗装)	自動車道	林道	富士吉田市	鷹丸尾	2.0	582		
"	"	"	"	俣下	1.0	215		
"	"	"	"	小富士	1.5	212		
"	"	"	"	細尾野	0.8	159		
小計				4	5.3			
拡張(舗装)	自動車道	林道	都留市	外ヨリ沢	1.5	169		
"	"	"	"	前ヨリ沢	1.5	123		
"	"	"	"	盛里	2.0	526		
"	"	"	"	鹿留支線	1.0	198		
"	"	"	"	札金	1.0	119		
"	"	"	"	大棚	1.0	162		
"	"	"	"	菅野	0.5	448		
"	"	"	"	大野	1.3	50		
小計				8	9.8			
拡張(舗装)	自動車道	林道	大月市	奈良子	5.0	2290		
"	"	"	"	焼山沢真木東	3.0	939		
"	"	"	"	扇山	1.2	194		
"	"	"	"	船橋	1.0	75		
"	"	"	"	橋倉	1.7	98		
"	"	"	"	高川山	0.7	89		
"	"	"	"	大久保袴着	2.0	136		
"	"	"	"	百蔵	1.0	117		
"	"	"	"	大田沢	0.5	140		
"	"	"	"	清水入	2.0	88		
"	"	"	"	原入	1.0	195		
"	"	"	"	中野	0.3	2		
"	"	"	"	立野	0.2	10		
"	"	"	"	奥山	4.3	175		
"	"	"	"	花咲山	1.0	152		
"	"	"	"	穴沢	1.0	152		
"	"	"	"	浅川棚頭	0.5	577		
"	"	"	"	塩瀬	0.3	2		
"	"	"	"	大鹿	4.1	192		
"	"	"	"	側子峠	2.3	133		
"	"	"	"	大沢川	0.9	73		
小計				21	34.0			
拡張(舗装)	自動車道	林道	上野原市	檜尾根	1.0	88		
"	"	"	"	和見棚頭	0.6	402		
"	"	"	"	棚頭	0.3	392		
"	"	"	"	鶴島杖突	1.6	64		
"	"	"	"	穴路	0.5	70		
"	"	"	"	奈良山	0.5	81		
"	"	"	"	日高	1.5	117		
"	"	"	"	阿夫利	0.5	181		
"	"	"	"	暮ヶ沢	0.5	83		
"	"	"	"	小裾辺	1.5	129		
"	"	"	"	栗谷	1.0	98		
"	"	"	"	神田木	1.5	185		
"	"	"	"	無生野	0.5	306		
"	"	"	"	大地峠	1.5	149		
"	"	"	"	鳥屋	0.5	70		
"	"	"	"	王の入	1.5	554		
小計				16	15.0			

拡張(舗装)	自動車道	林道	道志村	西 沢	1.0	344		
"	"	"	"	道 坂	0.5	70		
"	"	"	"	鳥 屋 之 沢	0.4	70		
"	"	"	"	越 路	0.4	125		
"	"	"	"	御 正 体	0.5	217		
"	"	"	"	椿	0.5	225		
"	"	"	"	掛 水	0.8	93		
"	"	"	"	椿 ・ 大 室 指	1.0	53		
"	"	"	"	竹 之 本	1.5	106		
小計				9	6.6			
拡張(舗装)	自動車道	林道	鳴沢村	軽 水	0.8	1802		
"	"	"	"	八 軒	0.5	159		
"	"	"	"	サ ワ ラ 山 北	0.5	76		
"	"	"	"	旭 平	0.5	101		
"	"	"	"	東 軒	0.5	174		
小計				5	2.8			
拡張(舗装)	自動車道	林道	富士河口湖町	清 八	1.0	120		
"	"	"	"	霜 山	0.5	127		
"	"	"	"	白 滝	2.0	143		
"	"	"	"	中 沢	0.5	183		
"	"	"	"	逢 坂	1.0	618		
"	"	"	"	本 栖	1.2	648		
"	"	"	"	竜 ケ 岳	1.0	168		
小計				7	7.2			
拡張(舗装)	自動車道	林道	小菅村	笹 畑	1.0	170		
"	"	"	"	玉 川	2.0	372		
"	"	"	"	橋 立	0.5	91		
"	"	"	"	奈 良 倉	0.3	93		
"	"	"	"	棚 沢 今 川	1.4	165		
"	"	"	"	コ ア ラ シ	1.5	220		
"	"	"	"	大 丹 波 峠	1.0	47		
小計				7	7.7			
拡張(舗装)	自動車道	林道	丹波山村	杉 奈 久 保	0.7	132		
"	"	"	"	大 指	2.9	115		
小計				2	3.6			
拡張(舗装)合計				79	92.0			

5 保安林整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積:ha

保安林の種類	面積	前半5カ年の計画面積	備考
総数(実面積)	47,696	47,511	
水源のかん養のための保安林	36,636	36,509	
災害の防備のための保安林	10,078	10,020	
保健、風致の保存等のための保安林	2,580	2,580	

総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源涵養のための保安林等の内訳の合計に一致しないことがある。

計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位 面積:ha

指定 / 解除	種類	森林の所在		面積	前半5カ年の計画面積	指定又は解除を必要とする理由	備考
		管内	市町村				
指定	計			272	134		
	水源かん養	富士東部林務環境事務所	富士吉田市	4	2	かん 水源涵養のため	
			都留市	29	14	〃	
			大月市	96	48	〃	
			上野原市	28	14	〃	
			道志村	21	10	〃	
			西桂町	3	2	〃	
			忍野村	0	0		
			山中湖村	2	1	かん 水源涵養のため	
			鳴沢村	1	0	〃	
			富士河口湖町	17	8	〃	
			小菅村	15	7	〃	
			丹波山村	56	28	〃	

単位 面積:ha

指定 / 解除	種類	森林の所在		面積	前半5カ年の計画面積	指定又は解除を必要とする理由	備考
		管内	市町村				
指定	計			138	68		
	災害防備	富士東部林務環境事務所	富士吉田市	24	12	災害防備のため	
			都留市	36	18	〃	
			大月市	8	4	〃	
			上野原市	6	3	〃	
			道志村	12	6	〃	
			西桂町	2	1	〃	
			忍野村	5	2		
			山中湖村	2	1	災害防備のため	
			鳴沢村	17	8	〃	
			富士河口湖町	20	10	〃	
			小菅村	4	2	〃	
			丹波山村	2	1	〃	

単位 面積:ha

指定 / 解除	種類	森林の所在		面積	前半5カ年の計画面積	指定又は解除を必要とする理由	備考	
		管内	市町村					
指定	計							
	保健風致の保存等	富士東部林務環境事務所	富士吉田市					
			都留市					
			大月市					
			上野原市					
			道志村					
			西桂町					
			忍野村					
			山中湖村					
			鳴沢村					
			富士河口湖町					
			小菅村					
丹波山村								

単位 面積:ha

指定 / 解除	種類	森林の所在		面積	前半5カ年の計画面積	指定又は解除を必要とする理由	備考		
		管内	市町村						
解除	計			22	11				
	水源かん養	富士東部林務環境事務所	富士吉田市		2	1	公共事業等による解除		
			都留市		2	1	"		
			大月市		2	1	"		
			上野原市		2	1	"		
			道志村		2	1	"		
			西桂町		2	1	"		
			忍野村						
			山中湖村		2	1	公共事業等による解除		
			鳴沢村		2	1	"		
			富士河口湖町		2	1	"		
			小菅村		2	1	"		
丹波山村		2	1	"					

単位 面積:ha

指定 / 解除	種類	森林の所在		面積	前半5カ年の計画面積	指定又は解除を必要とする理由	備考	
		管内	市町村					
解除	計			24	12			
	災害防備	富士東部林務環境事務所	富士吉田市		2	1	公共事業等による解除	
			都留市		2	1	"	
			大月市		2	1	"	
			上野原市		2	1	"	
			道志村		2	1	"	
			西桂町		2	1	"	
			忍野村		2	1	"	
			山中湖村		2	1	"	
			鳴沢村		2	1	"	
			富士河口湖町		2	1	"	
			小菅村		2	1	"	
丹波山村		2	1	"				

計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積
該当なし。

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等
該当なし。

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位 地区

市町村	森 林 の 所 在			治山事業施行地区数		主な工種	備 考
	計画	区 域		前半5か年の 地区数			
		民 有 林	県 有 林				
富士吉田市	前期	2,3,12,13,14	407,410,485	8	8	溪間工、山腹工 改良	
	後期	4,5,6,12,30	411,413,414,415	9			
都留市	前期	22,50,57,64,67,71	18,25,31,32,33,35,42,66,68, 69,70,71	18	18	溪間工、山腹工 改良	
	後期	4,18,20,21,22,34,35,63,72	4,8,17,18,20,21,22,38,39,40, 63,64,72	22			
大月市	前期	43,44,46,49	108,127,128,129,130,133,134, 135,156,167,168,172,173,178, 179,194,195	21	21	溪間工、山腹工 改良	
	後期	24,51,59,66,86,89,93,96,125	117,118,119,120,132,143,144, 145,181,182,183,184,188,189, 190,196,197	26			
上野原市	前期	8,14,16,25,30,32,38,41,133	3,4,5	12	12	溪間工、山腹工 改良	
	後期	13,18,29,34,121	1,4,212,213,214,215	11			
道志村	前期	14,19,20,21,23,24		6	6	溪間工、山腹工 改良	
	後期	6,7,8,11,15,16,21,22,27		9			
西桂町	前期	6,7	51,52	4	4	溪間工、山腹工 改良	
	後期	4,5	51,52	4			
忍野村	前期	2,13		2	2	溪間工、山腹工 改良	
	後期	12,14		2			
山中湖村	前期	4	402	2	2	溪間工、山腹工 改良	
	後期	5,6	401,403	4			
鳴沢村	前期	4,13	429	3	3	溪間工、山腹工 改良	
	後期	13,16		2			
富士河口湖町	前期	18,210,215,216	457,469,470,473,475	9	9	溪間工、山腹工 改良	
	後期	6,7,8	446,452,477,480,481,483	9			
小菅村	前期	6,10,15,17		4	4	溪間工、山腹工 改良	
	後期	14,18,20,21,22,23		6			
丹波山村	前期	8,16,17,18		4	4	溪間工、山腹工 改良	
	後期	5,6,7,8		4			
計	前期		49	44	93	93	
	後期		58	50	108		
	計		107	94			

注)・地区数については、保安林整備、保全施設の林班数を区分せず一括して計上

(保全施設については、計画期間中に一部概成以上になる林班のみを計上)

- 6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業方法及び時期
該当なし。

第7 その他必要な事項

1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

(1) 保安林の施業方法

森林法第33条の規定による指定施業要件に基づいて行うものとするが、保安林内において立木竹の伐採等を行う場合には、森林法第34条により知事の許可（森林法第34条の2第1項に規定する択伐の場合または同法第34条の3第1項に規定する間伐の場合にあっては、あらかじめ知事に伐採立木材積・伐採方法または間伐材積・間伐方法その他農林水産省令で定める事項を記載した択伐または間伐の届出書の提出）が必要である。なお、指定施業要件は個々の保安林ごとに定められているが、その主なものは次のとおりである。

種類	伐採方法	伐採の限度	更新方法
水源かん養保安林	<p>1) 原則として伐採種の指定はしない。</p> <p>但し、林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地、保安施設事業の施行地等の森林で土砂が崩壊し、または流出するおそれがあると認められるもの及びその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあっては択伐とする。（その程度が特に著しいと認められるものには禁伐とする。）</p> <p>2) 主伐は原則として標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>3) 間伐により伐採できる箇所は、注1による。</p>	<p>1) 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができ、面積の合計は、伐採年度ごとに公表された皆伐面積の範囲内であり、1箇所当たりの面積の限度は20ha以内で、当該保安林の指定施業要件に定められた面積とする。</p> <p>2) 択伐により伐採することができる立木材積の限度は、注2による。</p> <p>3) 間伐により伐採することができる立木材積の限度は、原則として注3によるが当該保安林の指定施業要件に定められた範囲内とする。</p>	<p>1) 満1年生以上の苗を、おおむね1ha当たり伐採跡地につき的確な更新を図るために必要なものとして注4により算出される植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。</p> <p>2) 伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。</p> <p>3) 指定樹種を植栽するものとするが、指定施業要件で定めのないものについてはこの限りでない。</p>

種類	伐採方法	伐採の限度	更新方法
土砂流出防備保安林	<p>1) 原則として択伐とする。</p> <p>但し、保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないもの、その他伐採すれば著しく土砂が流出するおそれがあると認められる森林にあつては禁伐とする。</p> <p>また、地盤が比較的安定している森林にあつては、伐採種の指定はしない。</p> <p>2) 主伐は原則として標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>3) 間伐により伐採できる箇所は、注1による。</p>	<p>1) 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、伐採年度ごとに公表された皆伐面積の範囲内であり、1箇所当たりの面積の限度は10ha以内で、当該保安林の指定施業要件に定められた面積とする。</p> <p>2) 択伐により伐採することができる立木材積の限度は、注2による。</p> <p>3) 間伐により伐採することができる立木材積の限度は原則として注3によるが、当該保安林の指定施業要件に定められた範囲内とする。</p>	水源かん養保安林に同じ。
土砂崩壊防備保安林	<p>1) 原則として択伐とする。</p> <p>但し、保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないもの、その他伐採すれば著しく土砂が崩壊するおそれがあると認められる森林にあつては禁伐とする。</p> <p>2) 主伐は原則として標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>3) 間伐により伐採できる箇所は注1による。</p>	<p>1) 択伐により伐採することができる立木材積の限度は注2による。</p> <p>2) 間伐により伐採することができる立木材積の限度は、注3によるが当該保安林の指定施業要件に定められた範囲内とする。</p>	水源かん養保安林に同じ。

種類	伐採方法	伐採の限度	更新方法
防風保安林	<p>1) 原則として伐採種の指定はしない。</p> <p>但し、林帯の幅が狭小な森林（その幅がおおむね20m未満のものをいうものとする。）、その他林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、択伐とする。また、その程度が特に著しいと認められるもの（林帯については、その幅がおおむね10m未満のものをいうものとする。）にあっては禁伐とする。</p> <p>2) 主伐は原則として標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>3) 間伐により伐採できる箇所は注1による。</p>	<p>1) 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、伐採年度ごとに公表された皆伐面積の範囲内とする。</p> <p>2) 皆伐による伐採は、原則として、その保安林のうちその立木の全部または相当部分がおおむね標準伐期齢以上である部分が幅20m以上にわたり帯状に残存することとなるようにする。</p> <p>3) 択伐により伐採することができる立木材積の限度は注2による。</p> <p>4) 間伐により伐採することができる立木材積の限度は原則として注3によるが、該当保安林の指定施業要件に定められた範囲内とする。</p>	<p>水源かん養保安林に同じ。</p>
防火保安林	<p>1) 原則として伐採を禁止する。</p>		

種類	伐採方法	伐採の限度	更新方法
水 害 防 備 保 安 林	<p>1) 原則として択伐とする。 但し、林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐とする。</p> <p>2) 主伐は原則として標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>3) 間伐により伐採できる箇所は、注1による。</p>	<p>1) 択伐により伐採することができる立木材積の限度は、注2による。</p> <p>2) 間伐により伐採することができる立木材積の限度は、原則として注3によるが当該保安林の指定施業要件に定められた範囲内とする。</p>	水源かん養保安林に同じ。
風 致 保 安 林	<p>1) 原則として択伐とする。 但し、風致の保存のため特に必要があると認められる森林にあっては禁伐とする。</p> <p>2) 主伐は原則として標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>3) 間伐により伐採できる箇所は、注1による。</p>	<p>1) 択伐により伐採することができる立木材積の限度は、注2による。</p> <p>2) 間伐により伐採することができる立木材積の限度は、原則として注3によるが当該保安林の指定施業要件に定められた範囲内とする。</p>	水源かん養保安林に同じ。

種類	伐採方法	伐採の限度	更新方法
保健保安林	<p>1) 原則として択伐とする。 但し、伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあるとして認められる森林にあっては禁伐とする。また、地域の景観の維持を主たる目的とする森林のうち、主要な利用施設または眺望点からの視界外にあるものにあつては伐採種の指定はしない。</p> <p>2) 主伐は原則として標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>3) 間伐により伐採できる箇所は、注1による。</p>	<p>1) 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、伐採年度ごとに公表された皆伐面積の範囲内であり、1箇所当たりの面積の限度は10ha以内で、当該保安林の指定施業要件に定められた面積とする。</p> <p>2) 択伐により伐採することができる立木材積の限度は、注2による。</p> <p>3) 間伐により伐採することができる立木材積の限度は原則として注3によるが、当該保安林の指定施業要件に定められた範囲内とする。</p>	<p>水源かん養保安林に同じ。</p>
落石防止保安林	<p>1) 原則として禁伐とする。 但し、緩傾斜地の森林その他落石による被害を生ずるおそれが比較的少ないとして認められる森林にあっては、択伐とする。</p> <p>2) 主伐は原則として標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>3) 間伐により伐採できる箇所は、注1による。</p>	<p>1) 択伐により伐採することができる立木材積の限度は、注2による。</p> <p>2) 間伐により伐採することができる立木材積の限度は、原則として注3によるが当該保安林の指定施業要件に定められた範囲内とする。</p>	<p>水源かん養保安林に同じ。</p>

種類	伐採方法	伐採の限度	更新方法
干害防備保安林	<p>1) 原則として伐採種の指定はしない。但し、林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ急傾斜地等の森林で土砂が流出するおそれがあると認められるもの及び用水源の保全又はその伐採跡地における成林が困難になると認められる森林にあっては、択伐とする。また、その程度が特に著しいと認められるものには禁伐とする。</p> <p>2) 主伐は原則として標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>3) 間伐により伐採できる箇所は、注1による。</p>	<p>1) 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、伐採年度毎に公表された皆伐面積の範囲内であり一箇所当たりの面積の限度は2ha以内で、当該保安林の指定施業要件に定められた面積とする。</p> <p>2) 間伐により伐採することができる立木材積の限度は、原則として注3によるが当該保安林の指定施業要件に定められた範囲内とする。</p>	水源かん養保安林に同じ。

注) 1 伐採をすることができる箇所は、原則として樹冠疎密度が10分の8以上の箇所であること。なお、伐採方法が禁伐の森林にあっては、原則として間伐も行わないものとする。

2 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積は、原則として当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に次により算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。

択伐率

(1) 択伐率は、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して算出するものとする。ただし、その算出された率が10分の3を超えるときは、10分の3とする。

(2) 伐採跡地につき植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる森林についての択伐率は、前項(1)の規定にかかわらず、同項本文の規定により算出された率または<附録式>により算出された率のいずれか小さい率とする。ただしその率が10分の4を超えるときは、10分の4とする。

<附録式>

$$\frac{V_o - V_s \times (7/10)}{V_o}$$

V_o : 当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積

V_s : 当該森林と同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される当該単層林の立木の材積

3 伐採年度ごとに間伐に係る伐採をすることができる立木の材積の限度は、原則として、

当該伐採年度の初日における森林の立木の材積の 10 分の 3.5 を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が 10 分の 8 を下回ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね 5 年後においてその森林の当該樹冠疎密度が 10 分の 8 までに回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。

- 4 植栽本数は、おおむね 1ha 当たり樹種ごとに次の算式により算出された本数以上とする。ただし、3,000 本を超えるときは、3,000 本とする。

$$\text{基準となる植栽本数} = 3,000 \times (5/V)^{2/3}$$

V：当該森林において、植栽する樹種ごとに、同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される 1ha 当たりの当該単層林の立木の材積を標準伐期齢で除して得た数値。原則として当該森林の森林簿又は森林調査簿に示されている植栽する樹種に係る地位級をもって表す。

前記算式に基づき試算した植栽本数を地位級ごとに示せば以下のようになる。

V	5	6	7	8	9	10	11	12
$(5/V)^{2/3}$	1.000	0.886	0.800	0.732	0.676	0.630	0.592	0.558
植栽本数	3,000	2,700	2,400	2,200	2,100	1,900	1,800	1,700
V	13	14	15	16	17	18	19	20
$(5/V)^{2/3}$	0.529	0.504	0.481	0.461	0.443	0.426	0.411	0.397
植栽本数	1,600	1,600	1,500	1,400	1,400	1,300	1,300	1,200

また、択伐を実施した場

合は、上記の本数に択伐率を乗じて算出した本数以上とする。

- 5 標準伐期齢は市町村森林整備計画で定める標準伐期齢による。

(2) 保安施設地区の施業方法

原則として禁伐とする。

但し、森林法第 44 条で定められた場合を除く。

(3) 自然公園内の施業方法

ア 国立・国定公園区域内の施業方法

特別地域内において立木竹の伐採等を行う場合には、自然公園法第 20 条第 3 項及び第 21 条第 3 項の規定により国立公園にあっては環境大臣、国定公園にあっては知事の許可が必要である。

特別地域区分	森林施業方法
特別保護地区	禁伐とする。 但し、学術研究その他公益上必要と認められるもの、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの、病虫害の防除、防災、風致の維持、その他森林の管理として行われるもの、または測量のため行われるものは、この限りでない。

<p>第一種 特別地域</p>	<p>1) 第一種特別地域の森林は、禁伐とする。 但し、風致維持に支障のない場合に限り、単木択伐法を行うことができる。</p> <p>2) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。</p> <p>3) 当該伐採が行われる森林の最少区分ごとに算定した択伐率は、当該区分の現在蓄積の10%以下とする。</p>
<p>第二種 特別地域</p>	<p>1) 第二種特別地域の森林の施業は択伐法によるものとする。 但し、風致の維持に支障のない限り皆伐法によることができる。</p> <p>2) 公園計画に基づく公園事業に係る施設（車道、歩道等） 集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、薪炭林を除く。）は原則として単木択伐法によるものとする。</p> <p>3) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とする。</p> <p>4) 当該伐採が行われる森林の最少区分ごとに算出した択伐率は、用材林においては現在蓄積の30%以下とし、薪炭林においては現在蓄積の60%以下とする。（ただし、この場合においても、市町村森林整備計画に定める択伐率以下となるようにすること。）</p> <p>5) 皆伐法による場合、上記3)の規定による他、その伐区は次のとおりとする。 一 伐区の面積は2ha以内とする。 但し、樹冠疎密度が10分の3より多く保残木を残す場合または公園事業に係る施設（車道、歩道等） 集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。 伐区は更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区はつとめて分散させなければならないものとする。</p>
<p>第三種 特別地域</p>	<p>第三種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする</p>

イ 県立自然公園区域内の施業方法

特別地域内において立木竹の伐採を行う場合には、山梨県立自然公園条例第20条第4項の規定により知事の許可が必要である。

森林施業の方法は、国立・国定公園区域に準じて実施するものとする。

(4) 砂防指定地の施業方法

砂防指定地内において立木竹の伐採、竹木、土石等の滑下または地引きによる運搬等を行う場合には、砂防法第4条及び山梨県砂防指定地管理条例第2条により、知事の許可が必要である。ただし、山梨県砂防指定地管理条例施行規則第2条により、面積が千平方メートル未満の区域における竹木の間伐または択伐及び当該竹木の運搬については、知事の許可を要しない軽易な行為となる。

砂防指定地内の森林についての施業の基準及び立木竹の伐採等の許可の基準は、次のとおりとする。

施業区分	森林施業方法
伐採の方法	(1) 砂防指定地における立木竹の伐採は原則として択伐によるものとする。但し、河川・砂防及び治山施設の保全上悪影響を及ぼす恐れのある森林、その他伐採すれば著しく土砂の流出する恐れがあると認められる森林にあつては禁伐とする。 なお、溪流に沿った兩岸20m幅以内の区域及び溪流兩岸付近の伐採により崩壊の恐れのある地域以外で、地盤が比較的安定していて、著しく土砂の流出する恐れのない森林にあつては、伐採種は指定しない。 (2) 土砂災害等を助長する皆伐は原則禁止とするが、やむを得ず皆伐による伐採を行う場合は、上記の伐採種を指定しない地域内の森林で、一箇所の皆伐面積が10haを超えない範囲とする。但し、伐採後は土砂が流出しないよう必要な対策を講じるものとする。また、伐区は計画的に分散させるものとし、更新完了後でなければ接続して伐区を設定できないものとする。 (3) 伐根は原則禁止とする。やむを得ず伐根を行う場合は、土砂が流出しないよう必要な対策を講じるものとする。
伐採の限度及び更新方法	森林法の定める保安林の指定施業要件の基準を準用する。

(5) 急傾斜地崩壊危険区域の施業方法

急傾斜地崩壊危険区域内において立木竹の伐採等を行う場合には、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第7条により知事の許可が必要である。所有者等は、当該急傾斜地崩壊危険区域内における急傾斜地の崩壊が生じないように努めなければならない。

(6) 鳥獣特別保護地区の施業方法

鳥獣保護区の特別保護地区内において立木竹の伐採、その他鳥獣の保護繁殖上支障となるような行為については、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化

に関する法律第29条第7項により環境大臣または、知事の許可が必要である。
 なお、森林の施業方法は次のとおりとする。

施業区分	森 林 施 業 方 法
伐採の方法	<p>原則として伐採種の指定はしない。</p> <p>但し、伐採の方法を制限しなければ鳥獣の生息、繁殖または、安全に支障があると認められるものについては択伐とし、その程度が特に著しいと認められるものについては、禁伐とする。</p> <p>また、保護施設を設けた樹木及び鳥獣の保護繁殖上必要があると認められる特定の樹木は、禁伐とする。</p>
伐採の限度	<p>皆伐できる伐採の限度は、当該特別保護地区内の皆伐区域面積を標準伐期齢に相当する数で除して得た面積の5倍とする。</p>

(7) 史跡名勝天然記念物に指定された区域の施業方法

史跡名勝天然記念物に関し、その現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為については、文化財保護法第125条並びに山梨県文化財保護条例第35条により文化庁長官または県教育委員会の許可が必要である。

(8) 埋蔵文化財包蔵地での施業方法

周知の埋蔵文化財包蔵地において、埋蔵文化財の調査以外の目的で掘削等の行為を行う場合には、文化財保護法第93条又は第94条に基づく届出が必要である。

(9) 母樹または母樹林に指定された森林の施業方法

特別母樹または特別母樹林は原則として禁伐である。
 但し、林業種苗法第7条第1項により、農林水産大臣の許可を受けた場合はこの限りでない。

(10) 風致地区に指定された森林の施業方法

風致地区内において立木竹の伐採等を行う場合には、風致地区条例により県知事又は各市町村長の許可が必要である。

なお、当該条例により、木竹の伐採が次のいずれかに該当し、かつ伐採の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致を損なうおそれが少ないものについて、許可するものとする。

ア 建築物、その他の工作物の新築、改築、増築または移転及び宅地の造成、土地の開墾、その他の土地の形質の変更を行う為に必要な最小限度の伐採。

イ 森林の択伐。

ウ 伐採後の成林が確実であると認められる森林の皆伐（都市の風致の維持上特に重要な森林で、あらかじめ知事が指定した箇所を除く。）で、伐採区域の面積が1 ha 以下のもの。

（11） 自然環境保全地区等の施業方法

ア 自然保存地区

自然保存地区の特別地区内において立木竹の伐採等を行う場合には、自然環境保全法第46条及び山梨県自然環境保全条例第13条第3項により知事の許可が必要である。

特別地区内での伐採は、伐採方法及び規模が伐採の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ない方法によるものについて許可するものとする。

イ 景観保存地区

景観保存地区内において立木竹の伐採を行う場合には、山梨県自然環境保全条例第15条第1項により知事に届出が必要である。また同条例第23条により規則で定める基準を超える伐採を行う場合には「自然環境保全協定」の締結が必要である。

山梨県自然環境保全条例施行規則（第11条）で定める基準

a 単木択伐の場合：現在蓄積に対する択伐率 10%

b その他の場合：伐採対象面積 300 m²

ウ 歴史景観保全地区

歴史景観保全地区内において規則で定める基準を超える伐採を行う場合には、山梨県自然環境保全条例第16条第1項により知事に届出が必要であり、また同条例第23条により「自然環境保全協定」の締結が必要である。

山梨県自然環境保全条例施行規則（第8条・第11条）で定める基準

a 単木択伐の場合：現在蓄積に対する択伐率 10%

b その他の場合：伐採対象面積 300 m²

エ 自然活用地区

自然活用地区内において規則で定める基準を超える伐採を行う場合には、山梨県自然環境保全条例第16条1項により知事に届出が必要である。また条例第23条により「自然環境保全協定」の締結が必要である。

山梨県自然環境保全条例施行規則（第8条・第11条）で定める基準

a 単木択伐の場合：現在蓄積に対する択伐率 20%

b その他の場合：伐採対象面積 2,500 m²

オ 自然記念物

自然記念物の現状を変更することとなる行為をしようとする場合には、山梨県自然環境保全条例第15条第1項により知事に届出が必要である。

詳細な制限林の指定箇所の所在及び面積等については、参考資料2(14)のとおりとする。

(1 2) 富士山世界文化遺産に指定された区域の施業方法

各種法令等に遵守した森林施業を実施するとともに、森林生産活動との調和を図りながら、世界文化遺産にふさわしい景観に十分配慮した森林整備を推進することが必要である。

また、青木ヶ原樹海においては、原生的な自然を求めた観光客が増加しているため、自然環境を保全するとともに適正かつ持続的な利用を図る。